令　和　８　年　度

児 童 相 談 所 業 務 概 要

（令和７年度実績）

鳥取県福祉相談センター
（鳥取県中央児童相談所）
鳥 取 県 倉 吉 児 童 相 談 所
鳥 取 県 米 子 児 童 相 談 所

児童憲章（抜粋）

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

昭和２６年５月５日宣言

児童の権利に関する条約（主な内容）

１　１８歳未満のすべての子どもを対象とします。
２　子どもが人種、性、出身などで差別されてはいけません。
３　子どもの成長のために何が最も大切かを考慮しましょう。
４　両親は子どもを守り、指導する責任があります。
５　両親の意思に反して子どもを両親から引き離してはいけません。
６　子どもが、自分のことについて自由に意見を述べ、自分を自由に表現し、自由に集いを持つことが認められるべきです。しかし、そのためには、子どももほかのみんなのことをよく考え、道徳を守っていくことが必要です。
７　子どもは暴力や虐待（むごい扱い）といった、不当な扱いから守られるべきです。
８　家庭を失ったり、難民となった子どもに保護と援助が与えられるべきです。
９　からだなどが不自由な子どもには特別の養護が与えられるべきです。
１０　子どもの健康を守るための医療サービスが与えられるべきです。
１１　子どもは教育を受けることが認められるべきです。
１２　子どもは遊びやレクリエーションを行い、文化・芸術活動に参加することが認められるべきです。
１３　子どもが、法律に反して自由を奪われたり、正しい裁判なしに罪を犯したと認められることがあってはなりません。
１４　この条約の内容を、大人にも子どもにも広く知らせなければなりません。

平成６年５月２２日発効

目　次

Ⅰ　児童相談所の概要 …… 1
　1　鳥取県内児童相談所及び管内状況 …… 1
　2　組織と業務 …… 2
　3　児童相談所の業務 …… 5
　4　児童相談の流れ …… 6
　5　相談の種類及び主な内容 …… 7
　6　援助の種類及び主な内容 …… 8
Ⅱ　相談業務の概要 …… 9
　1　相談状況 …… 9
　　（1）相談受付件数 …… 9
　　（2）相談の種別 …… 10
　　（3）相談の経路 …… 10
　　（4）指導・措置の状況 …… 11
　2　各種相談の状況 …… 11
　　（1）養護相談 …… 11
　　　養護相談のうち児童虐待相談の状況 …… 12
　　（2）保健相談 …… 14
　　（3）障がい相談 …… 14
　　（4）非行相談 …… 14
　　（5）育成相談 …… 15
Ⅲ　判定業務の概要 …… 16
　1　心理診断の状況 …… 17
　2　心理療法の状況 …… 17
　3　療育手帳・特別児童扶養手当に係る判定、診断、証明 …… 17
Ⅳ　一時保護業務の概要 …… 18
　1　一時保護児童件数 …… 18
　2　一時保護児童の相談種別 …… 19
　3　年齢別受付件数 …… 20
　4　一時保護後の処遇 …… 20
Ⅴ　各種事業の状況 …… 21
　1　巡回相談 …… 21
　2　在宅重症心身障がい児（者）の訪問指導 …… 21
　3　こども電話相談事業 …… 21
　4　ヤングケアラー支援 …… 21
　5　児童虐待防止対策事業 …… 22
　6　里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム） …… 22
　7　認定制度 …… 23
　8　その他の事業 …… 24
Ⅵ　統計資料 …… 27
　1　経路別相談受付件数 …… 27
　2　年齢区分別・相談受付件数 …… 28
　3　相談処理件数 …… 29
　4　児童虐待相談状況（処理件数） …… 30
　5　判定及び心理診断、心理療法 …… 31
　6　一時保護状況 …… 32
　7　児童福祉施設等入退所状況 …… 33
Ⅶ　その他資料 …… 34
　1　県内児童福祉施設等一覧 …… 34
　2　障がい児（者）のための各種制度案内 …… 35
Ⅷ　各種相談窓口のご案内 …… 37

Ⅰ　児童相談所の概要

1　鳥取県内児童相談所及び管内状況

鳥取県には、東部、中部、西部の３地域に児童相談所が設置されています。

	米子児童相談所	倉吉児童相談所	福祉相談センター （中央児童相談所）
所在地	〒683-0052 米子市博労町４－５０ 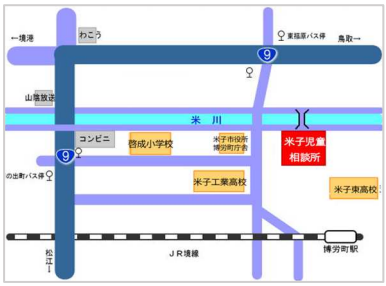	〒682-0881 倉吉市宮川町２－３６ 	〒680-0901 鳥取市江津３１８－１ 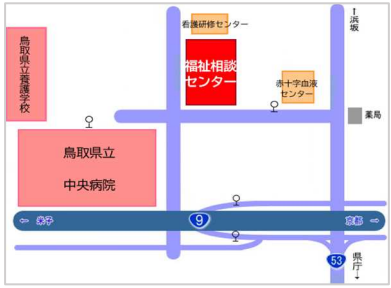
連絡先	電　話：0859-33-1471 ＦＡＸ：0859-23-0621 メール： yonagojidosodan@pref.tottori.lg.jp ホームページ： https://www.pref.tottori.lg.jp /yonagojidou/	電　話：0858-23-1141 ＦＡＸ：0858-23-6367 メール： kurayoshijidosodan@pref.tottori.lg.jp ホームページ： https://www.pref.tottori.lg.jp /kurayoshijidou/	電　話：0857-23-1031 ＦＡＸ：0857-21-3025 メール： fukushisodan@pref.tottori.lg.jp ホームページ： https://www.pref.tottori.lg.jp /fukushisoudan/
管轄地域	鳥取県西部 （米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日野町、日南町、江府町）	鳥取県中部 （倉吉市、湯梨浜町、三朝町、北栄町、琴浦町）	鳥取県東部 （鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町）
	面　積：1,208.5k㎡ 人　口：219,764 人 世帯数：94,387 世帯 児童数：31,796 人	面　積：780.4k㎡ 人　口：92,243 人 世帯数：36,889 世帯 児童数：13,543 人	面　積：1,518.2k㎡ 人　口：212,528 人 世帯数：91,211 世帯 児童数：30,022 人
	人口・世帯数・児童数は令和７年１０月１日時点		

２ 組織と業務

福祉相談センター（中央児童相談所）（令和８年４月１日現在）

【組織】

育休等休業中の職員および家庭支援課駐在職員を除く。

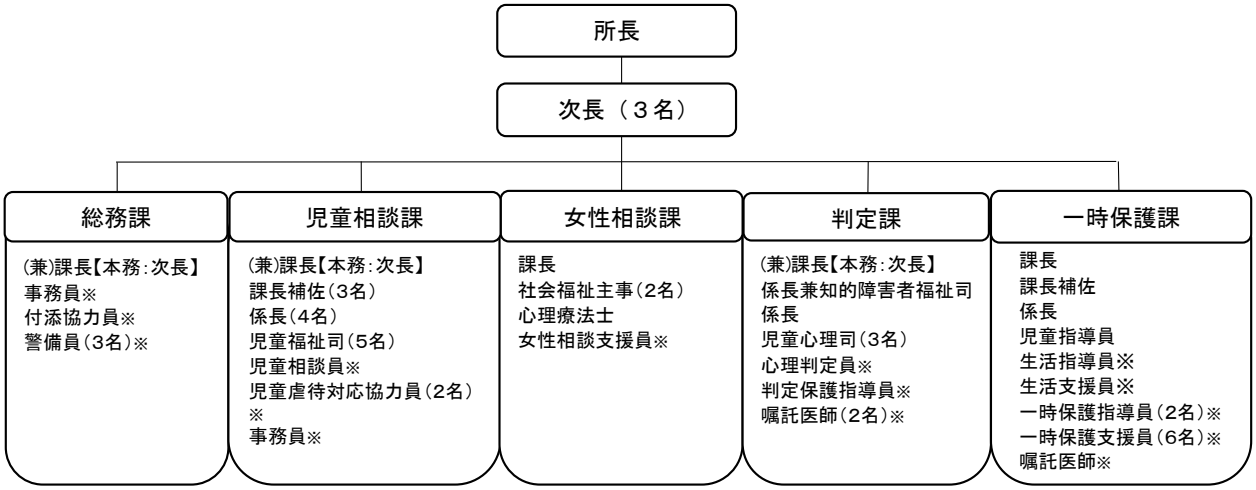

※は会計年度任用職員、特別非常勤職員

【各課の業務】

総　務　課

・総務事務、庁舎管理、センターの総合企画・調整、公用車の運行・管理

児 童 相 談 課

・児童に係る相談、社会調査、措置・指導

女 性 相 談 課

・困難な問題を抱える女性や DV 被害者等に係る相談、調査、保護、援助

判　定　課

・児童に係る心理判定
・心理治療等児童への治療指導、軽度の情緒障がい児治療
・知的障がい者に係る相談及び判定

一 時 保 護 課

・児童の緊急一時保護、行動観察、生活指導
・暴力被害等女性の一時保護

倉吉児童相談所（令和８年４月１日現在）

【組織】

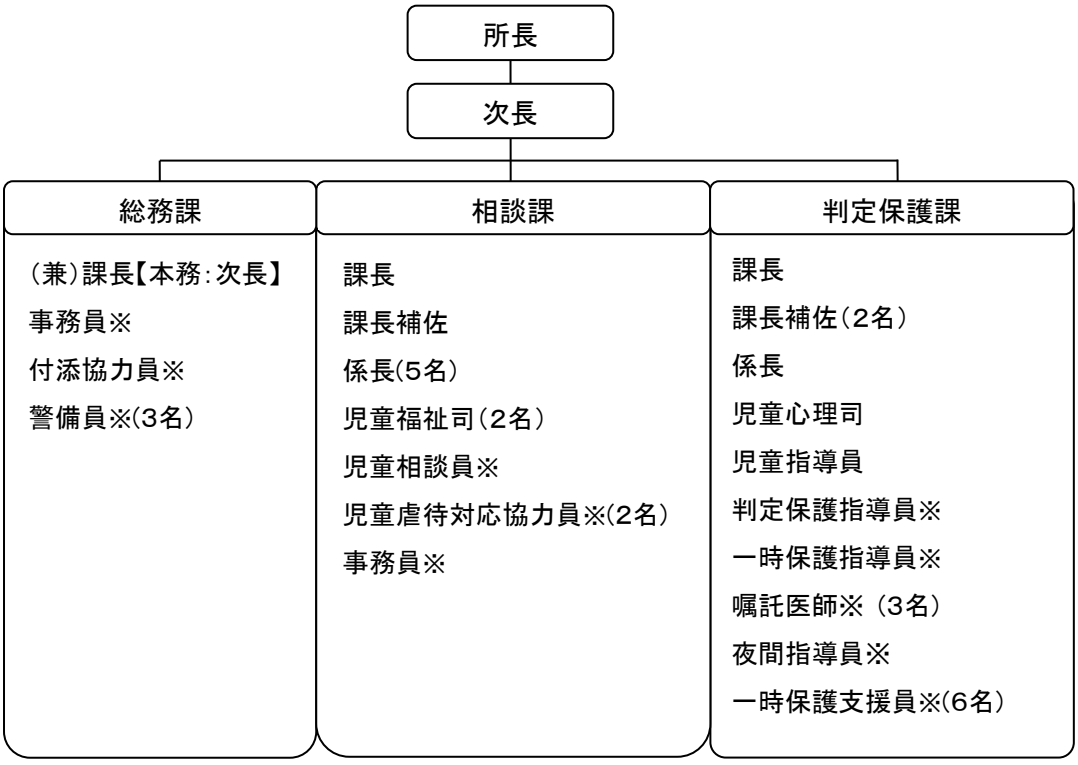

※は会計年度任用職員、特別非常勤職員

【各課の業務】

総 務 課

・予算、決算、出納、文書、庁舎管理、措置費負担金徴収事務等

相 談 課

・相談の受付、児童相談に係る社会調査、児童の措置、指導

判 定 保 護 課

・児童・保護者等に対しての心理判定、児童・保護者等に対しての治療指導、保護者への助言指導
・児童の緊急保護、行動観察、短期入所指導

米子児童相談所（令和８年４月１日現在）

【組織】

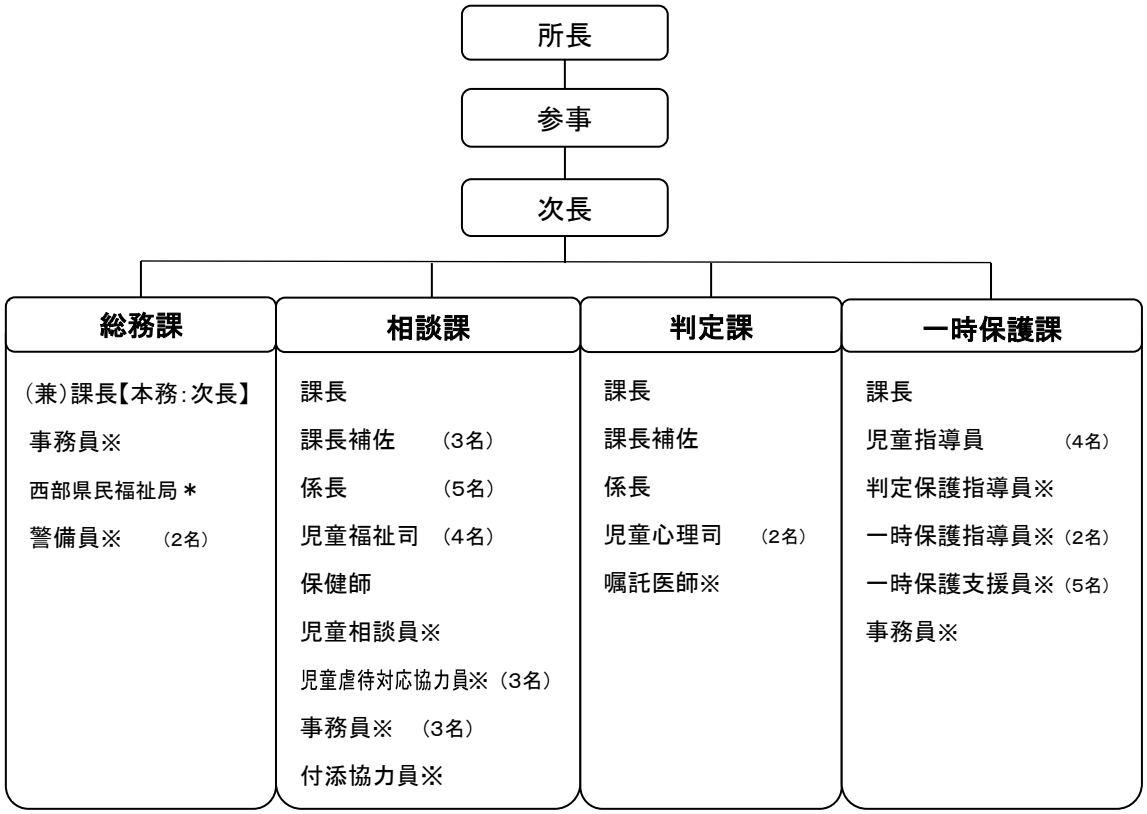

※は会計年度任用職員、特別職非常勤職員

＊は兼務職員

【各課の業務】

総 務 課

・人事、予算、庁舎管理、文書管理等
・庶務一般、会計一般、庁舎警備、夜間及び休日の緊急電話取り次ぎ
・措置費負担金徴収事務

相 談 課

・相談の受付、児童相談に係る社会調査、児童の措置、指導、措置費負担金事務、電話相談、児童の送迎

判 定 課

・児童・保護者等に対しての心理診断、児童・保護者等に対しての心理治療、保護者への助言指導

一 時 保 護 課

・児童の緊急保護、行動観察、短期入所指導

３ 児童相談所の業務

児童相談所は児童福祉法第１２条の規定に基づき、児童の福祉を図るとともに、その権利を保護することを主たる目的として設置された県の行政機関です。１８歳未満の児童に関する様々な問題について、家庭等からの相談に応じ、児童が心身ともに健全に育ち、持てる力を最大限発揮できるように専門的な援助活動を行っています。主として次のような業務を行っています。

相　　談

児童に関する様々な問題について、家庭・学校・市町村等からの相談に応じています。

調査・診断・判定

児童及びその家庭について、必要な調査及び医学的、心理学的、教育学的、社会学的、精神保健上の判定を行っています。

一　時　保　護

家庭での養育が困難な場合、虐待等により緊急に児童の保護が必要な場合、適切な処遇指針を決定するため行動観察を行う必要がある場合、短期間のカウンセリング、生活指導等が必要な場合に、児童の一時保護を行います。
また、状況によっては児童福祉施設等に一時保護を委託しています。

援　助　決　定

受けた相談について、調査・診断・判定を行い、それに基づいて援助方針を決めます。その際、児童の気持ち、保護者等の意見や社会資源等の条件を考慮して支援をしていきます。
支援の内容としては、在宅指導（継続指導・児童福祉司指導等）や場合によっては児童福祉施設・里親への措置もあります。

市　町　村　支　援

児童の福祉に関する市町村の業務に対して、必要な援助を行っています。

4 児童相談の流れ

児童に関する問題（18 歳未満）

養育困難、虐待、言葉の遅れ、発達の遅れ、乱暴、不登校、内気、家出、窃盗、性的逸脱等

⇩

相　談　・　通　告　・　送　致

家族、親戚、知人、近隣、児童本人、里親、施設、学校、幼稚園、保育所、警察、児童委員、市町村、福祉事務所、保健所、家庭裁判所、その他

⇩

児童相談所

相　談　受　付

⇩

受　理　会　議

児童の問題について相談を受け付けると、調査や診断の方針や一時保護の要否を検討するなど、相談についてどのように対応するかを話し合います。

⇩

調査	心理判定	一時保護	医学判定	
児童のおかれている家庭、学校、地域についての調査（社会診断）	児童の知能・性格についての診断（心理診断）	児童の行動や生活ぶりについての観察（行動診断）	小児科医や精神科医による児童の診断（医学診断）	**その他診断**

⇩

判定会議　＝　総合診断

社会診断、心理診断、医学診断、行動診断等の結果を総合的に検討し、援助指針案（具体的な援助の目的、方法など）を作成します。

⇩

援 助 方 針 会 議

判定会議の結果に基づき、児童をめぐる問題点を解決するのに最も好ましいと考えられる援助指針を児童、保護者の意向を尊重し、決定します。

⇔ 児童福祉専門分科会（県社会福祉審議会）

⇩

指導	措置			障がい児施設給付費支給決定
在宅	在宅	児童福祉施設入所等	その他の措置	
助言指導 継続指導 他機関あっせん	児童福祉司指導 児童委員指導 市町村指導 児童家庭支援センター指導 知的障がい者福祉司指導 社会福祉主事指導 障がい児相談支援事業者指導 指導の委託 訓戒、誓約	乳児院 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設 福祉型障がい児入所施設 医療型障がい児入所施設	里親委託 小規模住居型児童養育事業委託 児童自立生活援助の実施 福祉事務所送致・通知 家庭裁判所送致 家庭裁判所家事審判請求	福祉型障がい児入所施設 医療型障がい児入所施設 指定医療機関

5 相談の種類及び主な内容

養護相談	児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第２条に規定する次の行為に関する相談 （１）身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 （２）性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 （３）心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 （４）保護の怠慢、拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談。
保健相談		未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する児童に関する相談。
障がい相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	視聴覚障がい相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等、視聴覚障がい児に関する相談。
	言語発達障がい等相談	構音障がい、吃音、失語等音声や言語の機能障がいをもつ児童、言語発達遅滞を有する児童等に関する相談。こどばの遅れの原因が知的障がい、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う。
	重症心身障がい相談	重症心身障がい児（者）に関する相談。
	知的障がい相談	知的障がい児に関する相談。
	発達障がい相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の児童に関する相談。
非行相談	ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第 25 条により通告のない児童に関する相談。
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第 25 条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている児童に関する相談についてもこれに該当する。
育成相談	性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談。
	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談。
その他の相談		いずれにも該当しない相談。

６ 援助の種類及び主な内容

指導	在宅	助言指導	１ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により問題が解決すると考えられる児童、保護者に対して行う指導
		継続指導	複雑・困難な問題を抱える児童、保護者等を一定期間児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により継続的に行う指導（治療）
		他機関あっせん	他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けることが適当と認められる場合、児童、保護者の意向を確認し、適切な機関を紹介
措置	在宅	児童福祉司指導	複雑・困難な家庭環境に起因する問題を有する等、処遇に専門的な知識や技術を要する児童に対して、児童福祉司が定期的に家庭や学校、地域等を訪問したり、必要に応じて通所させる等の方法で継続的に行う指導
		児童委員指導	問題が家庭環境にあり、主任児童委員、児童委員による家庭内の人間関係の調整や経済的援助等により解決すると考えられる場合について指導を委託
		市町村指導	児童や保護者の置かれた状況、地理的要件や過去の相談経緯等から、児童の身近な場所において子育て支援事業を活用するなどして、継続して寄り添った支援が必要と考えられる場合に、行政処分としての指導措置を市町村に委託
		児童家庭支援センター指導	地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により、児童家庭支援センターによる指導が適当と考えられる事例に対し、児童、保護者等に同意を得た上で行う指導委託
		知的障がい者福祉司指導 社会福祉主事指導	問題が知的障がいに関するもの及び貧困その他環境の悪条件等によるもので、必要に応じて福祉事務所経由により在宅指導を委託
		障がい者等相談支援事業を行う者による指導	障がい児及びその保護者であって地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により障がい児相談支援事業を行う者による指導が適当と考えられる事例に対して行う指導
		訓戒、誓約	児童又は保護者に注意を喚起することにより問題の再発を防止できる見込みのある場合に行う（必要に応じ誓約書を提出させる）。
	児童福祉施設入所 指定医療機関委託		家庭で児童の養育が困難な場合、また長期にわたって専門的な指導が必要な場合、児童の状態により適切な施設を紹介し、入所させる。
	その他の措置	里親・小規模住居型児童養育事業委託	施設よりも一般の家庭環境の中で養育させるのが適当と認められる養護児童を登録された里親や小規模住居型児童養育事業者へ養育委託する。
		児童自立生活援助措置	義務教育を終了したが、いまだ社会的自立ができていない児童等を対象として、就職先の開拓や仕事や日常生活上の相談等の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与する。
		福祉事務所送致等	児童（１５歳以上）の成人施設への入所や助産施設、母子生活支援施設、保育所入所措置の必要な場合、又は児童や保護者等を知的障がい者福祉司、社会福祉主事に指導させる必要がある場合に送致、報告、通知を行う。
		家庭裁判所送致	児童を家庭裁判所の審判に付することが適当と認められる場合（法第２７条第１項第４号）や児童への拘束や強制が必要な場合（法第２７条の３）に行う。
		家庭裁判所家事審判請求	児童虐待の場合等で親の同意の得られない場合の施設入所の承認（法第２８条）や親権喪失宣告の請求、後見人選任・解任の請求を行う。
障がい児施設給付費支給決定			障がい児施設等への利用の決定を行う。

Ⅱ　相談業務の概要

相談受付・調査

児童に関する問題について、児童、家族、学校等からの相談や福祉事務所、警察等の関係機関からの通告・送致を受け付けます。受け付けた相談等について、児童・保護者等の状況や事態を把握し、必要な処遇を判断するために、調査診断を行います。

調査は、児童福祉司や相談員等が中心となり、児童の家庭環境、所属集団の状況、生活歴、現況等について、面接（所内・訪問）、電話、関係機関への照会などにより行います。

指導・措置等

調査結果から導き出された社会診断に加え、心理診断、医学診断、行動診断等の結果を総合的に判断し、児童に関わる問題の解決に最も効果的と考えられる援助指針を決定します。これにより、児童及び保護者等への指導（助言指導・継続指導・他機関あっせん等）や、児童の児童福祉施設等への入所又は通所、里親への委託、家庭裁判所、福祉事務所送致等の措置を行います。

1　相談状況

（1）相談受付件数推移

令和７年度の鳥取県内の児童相談所における相談受付件数は 2,391 件でした。

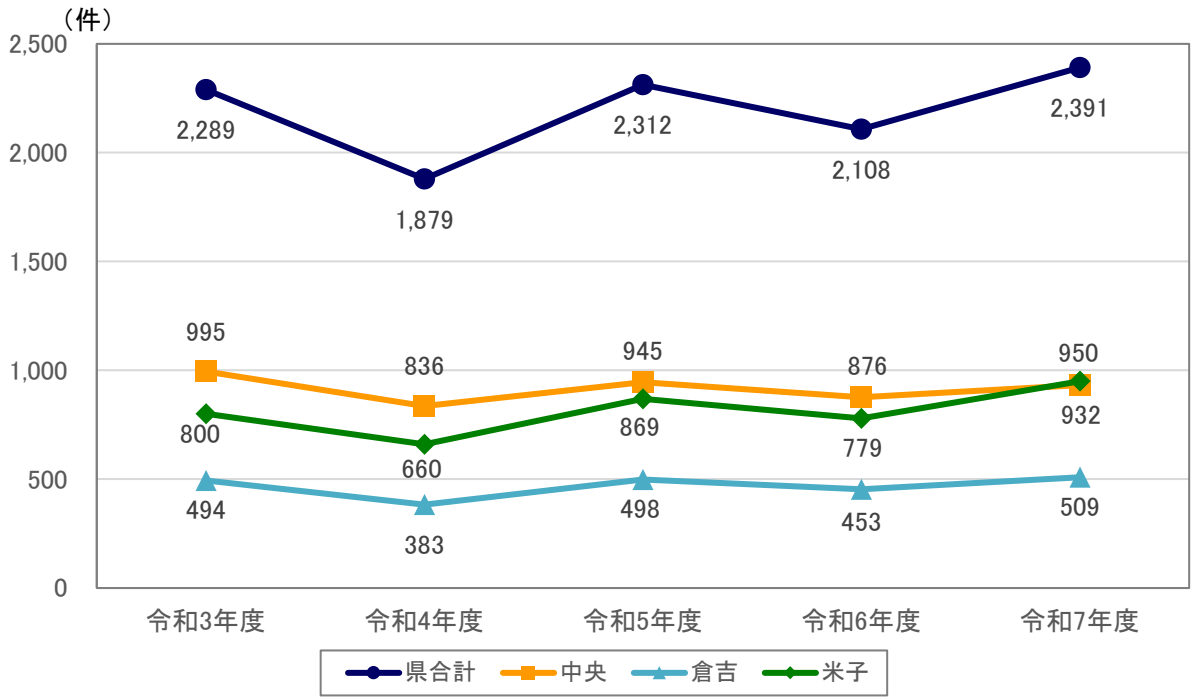

（２）相談の種別

相談種別は養護相談が最も多く、次いで障がい相談となっています。

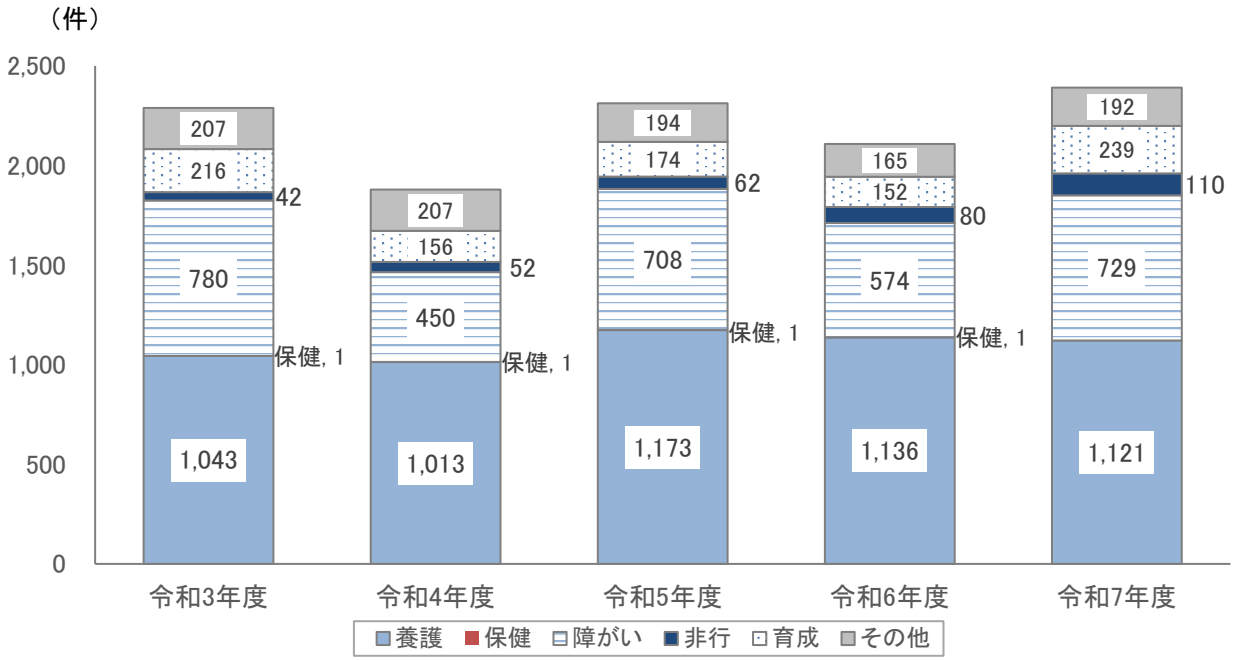

（３）相談の経路

相談経路は、家族・親戚からの相談が最も多く、987 件でした。

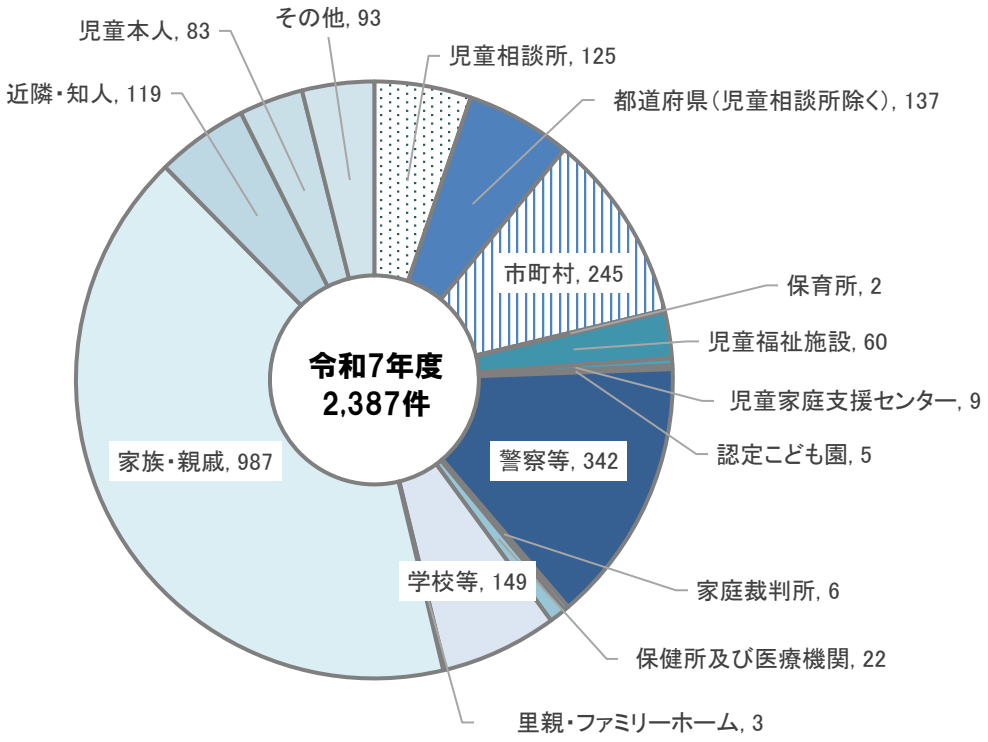

（４）指導・措置の状況

助言指導が 1,797 件で最も多く、次いで継続指導が 326 件となっています。

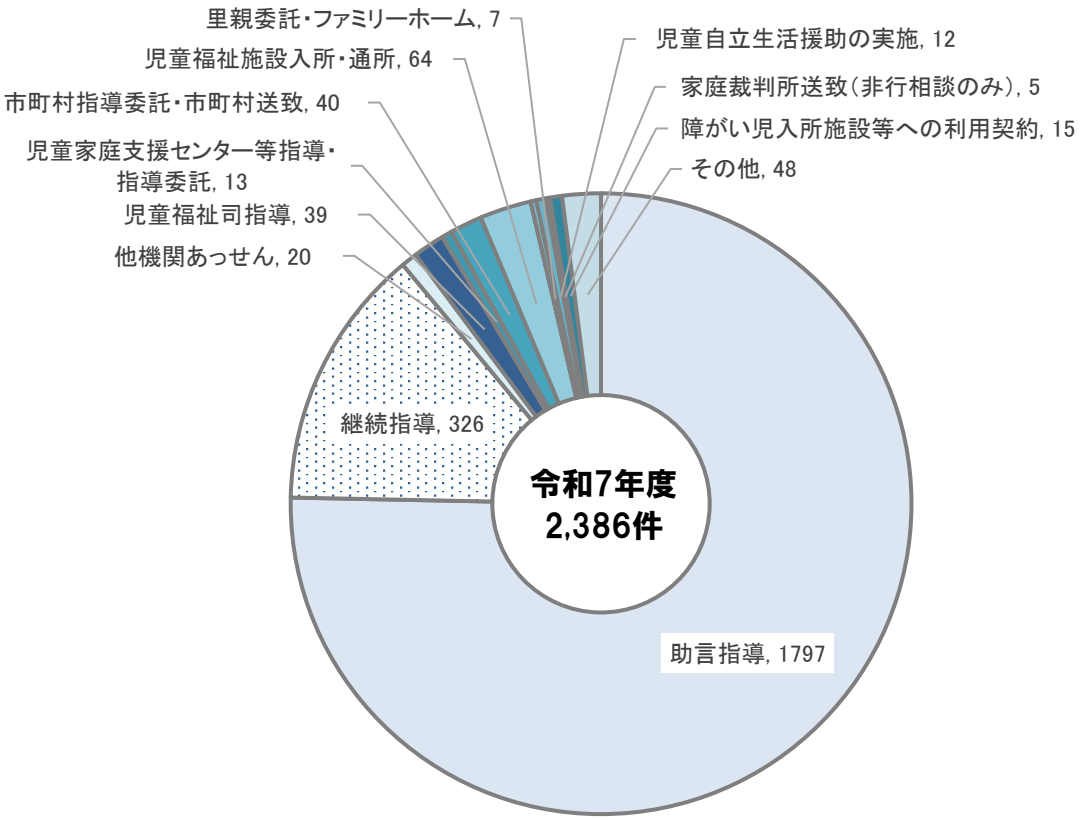

２　各種相談の状況

（１）養護相談受付件数推移

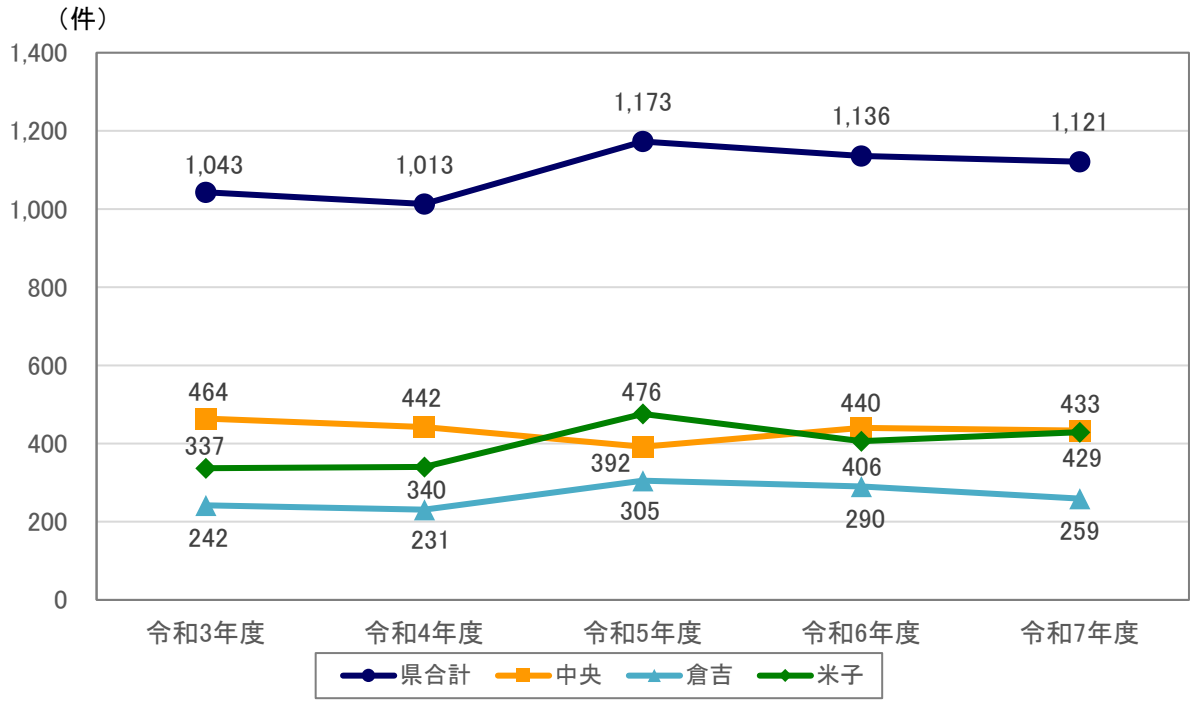

養護相談のうち児童虐待相談の状況

令和７年度の児童虐待相談件数は 309 件でした。虐待の種別では心理的虐待が、被虐待児の年齢別では 7～12 歳が最も多くなっています。虐待者は被虐待児が男児の場合は実父が、女児の場合は実母が最も多くなっています。

ア 虐待相談受付件数推移

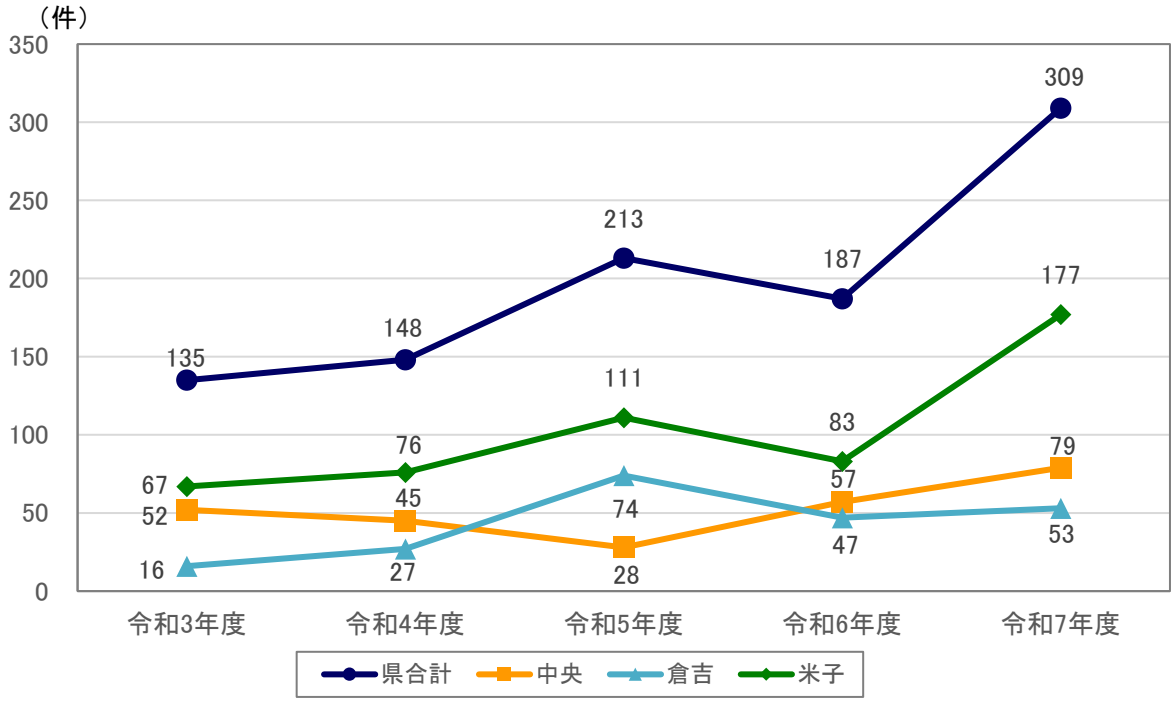

イ 経路別相談件数

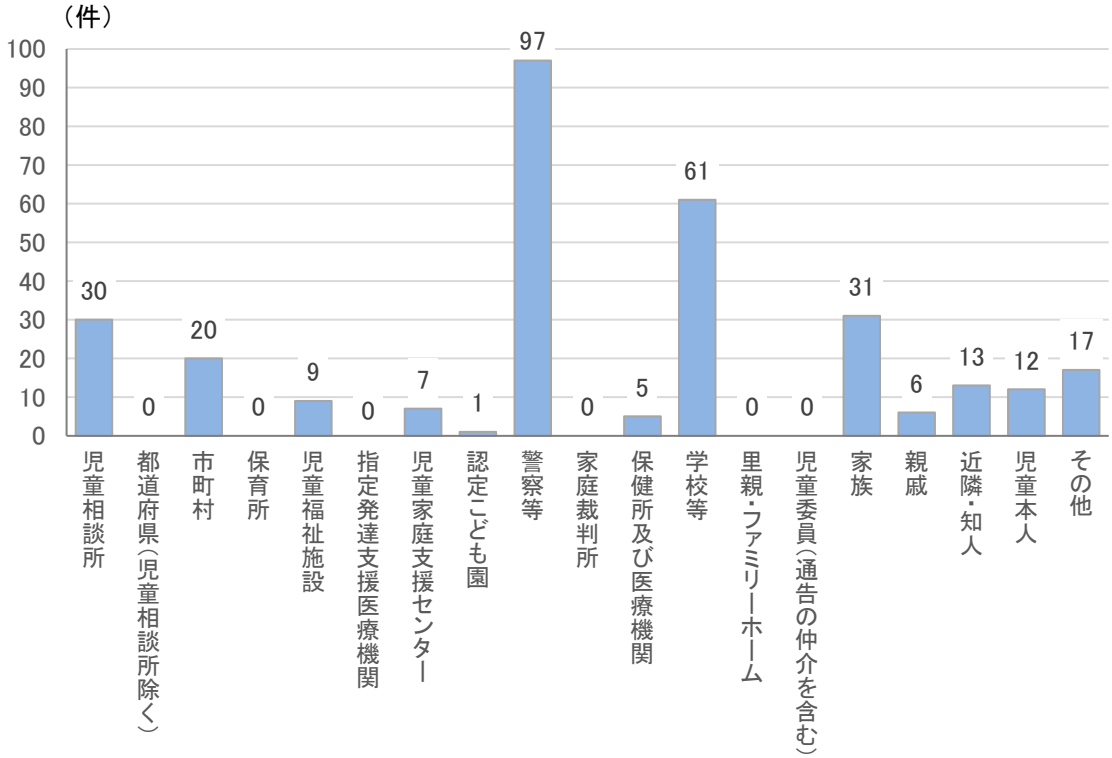

ウ 虐待の種別（被虐待児性別）

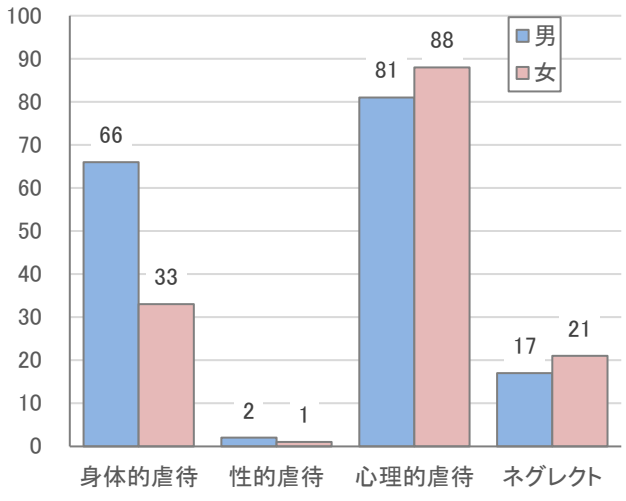

エ 主たる虐待者（被虐待児性別）

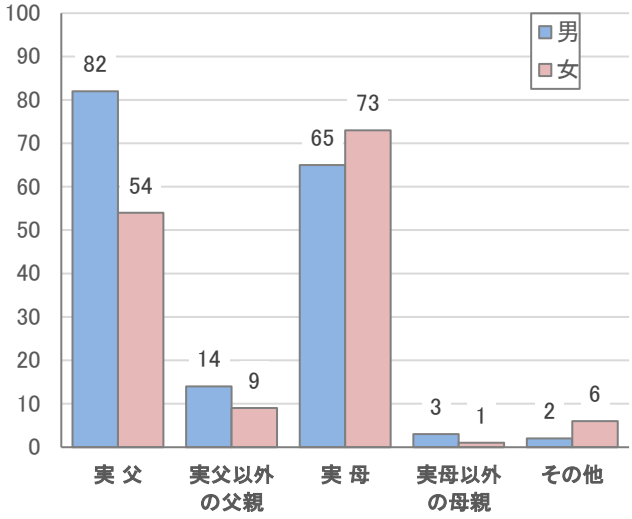

オ 被虐待児の年齢　（被虐待児性別）

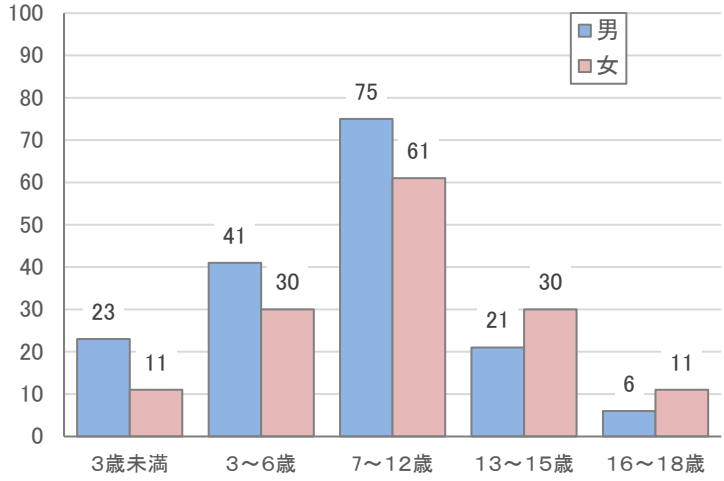

カ 虐待相談処理

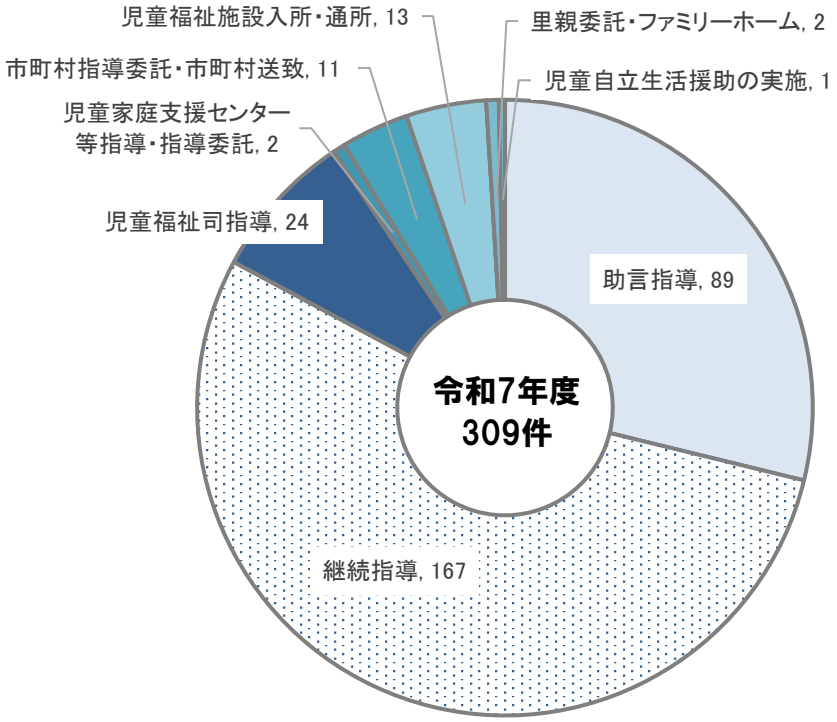

（２）保健相談

保健相談は身体的に弱いなど、様々な疾患で養育指導上特別の配慮等が必要な児童についての相談です。令和７年度の相談件数は０件でした。

（３）障がい相談件数推移

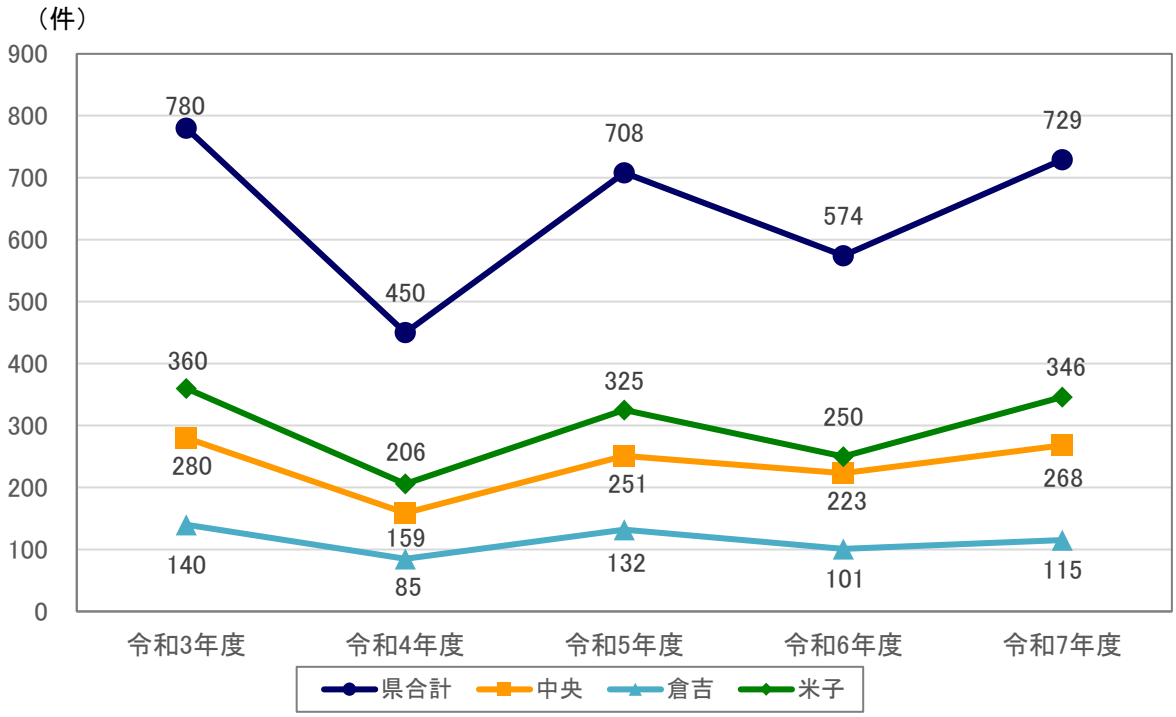

（４）非行相談

ア　非行相談件数推移

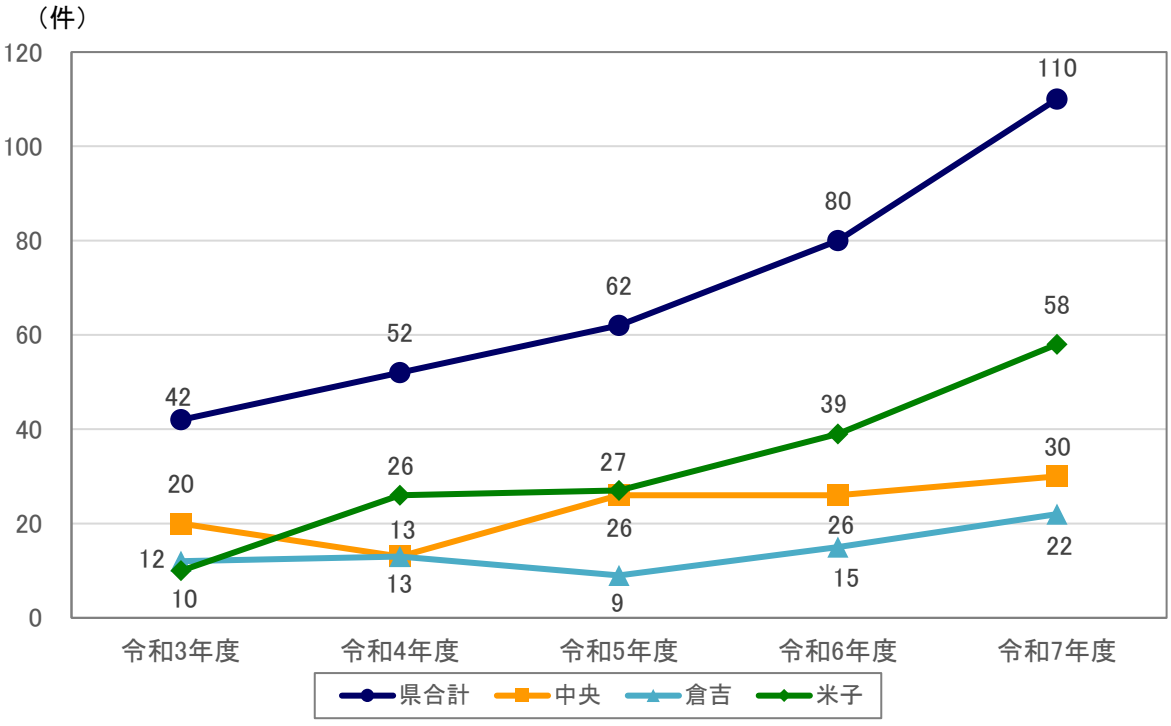

イ　相談種別推移

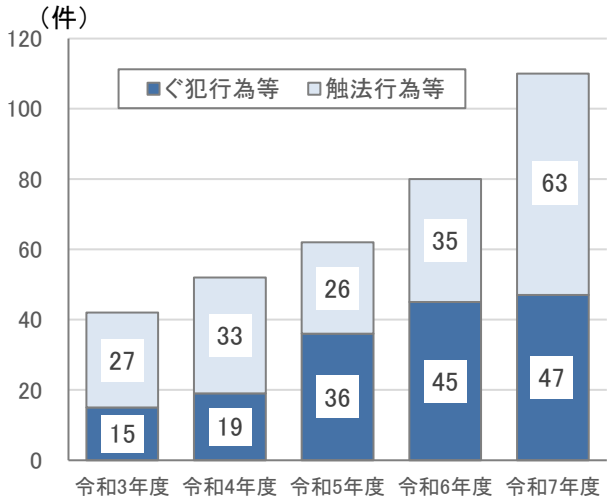

ウ　相談内容内訳

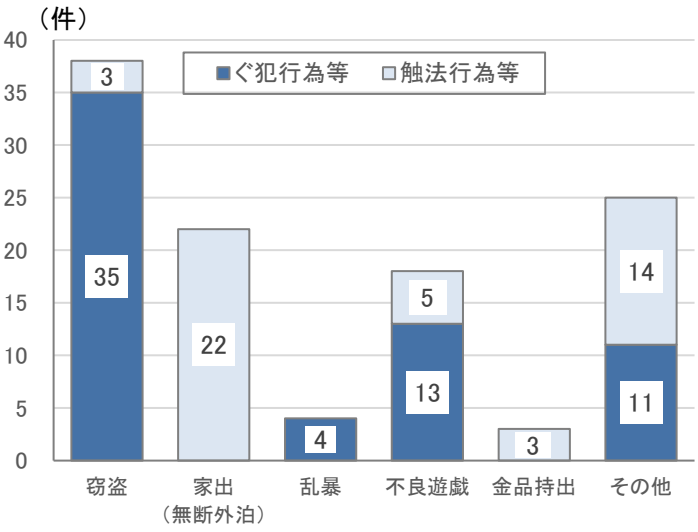

（５）育成相談件数推移

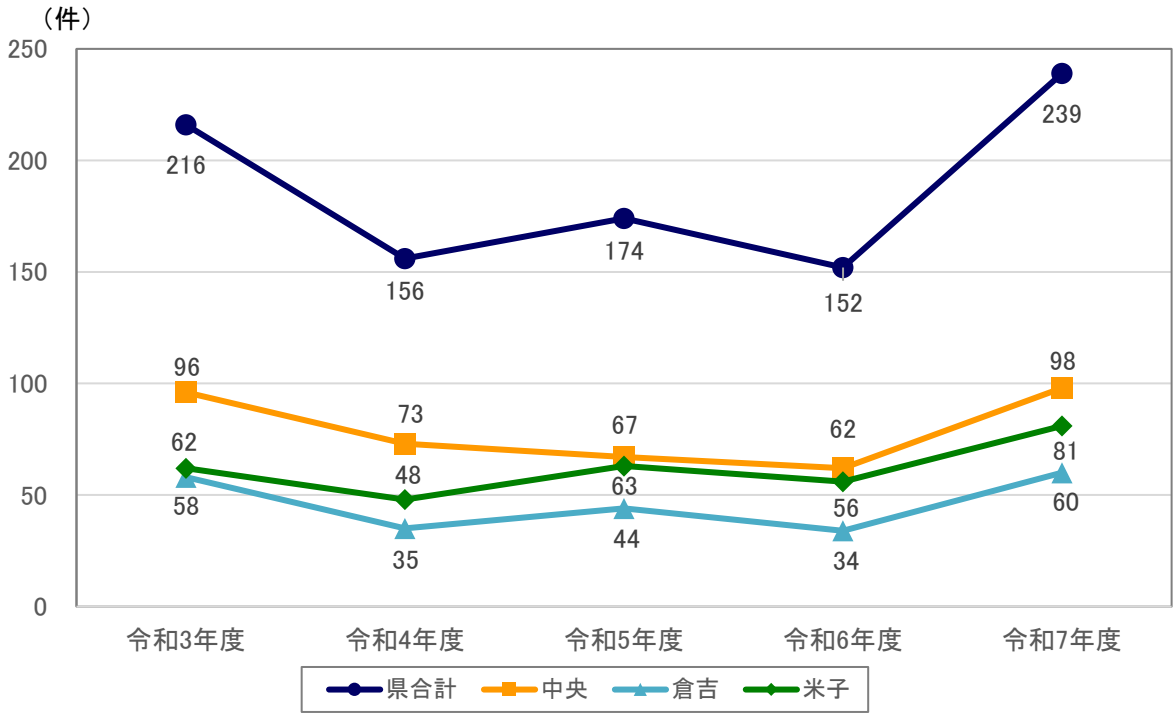

Ⅲ　判定業務の概要

判定業務

判定業務には主に心理診断と心理療法があり、相談を受けた児童や保護者等の心理検査や面接を行っています。そのほかに、療育手帳に係る判定や知的障がいに係る特別児童扶養手当受給に必要な診断や巡回相談なども行っています。

心理診断

相談のあった児童や保護者等について、知能検査、発達検査・面接など心理判定（診断）を行い、児童等の心理的な状況を把握し、援助方針決定の際の判断材料とします。

心理療法

心理的なケアが必要な児童や保護者等に対して、遊戯療法やカウンセリングなど個人又は集団による心理療法を行います。

1　心理診断の状況

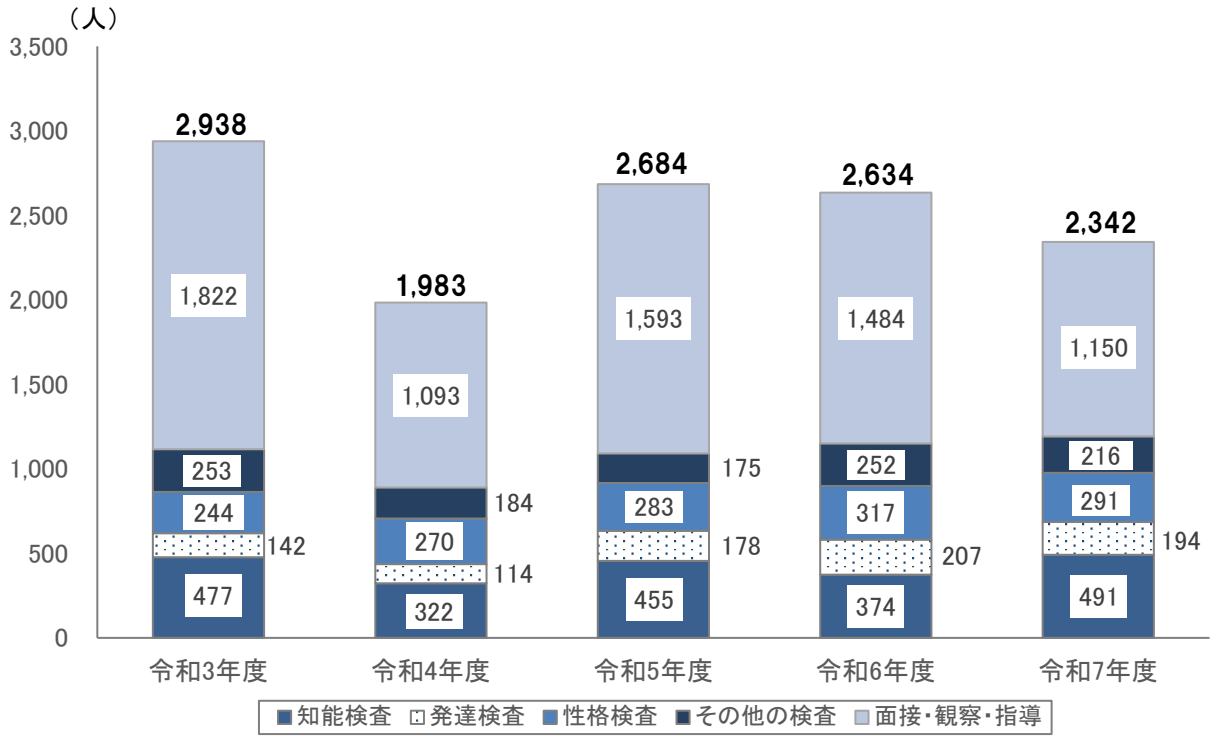

2 心理療法の状況

（１）実施延べ件数

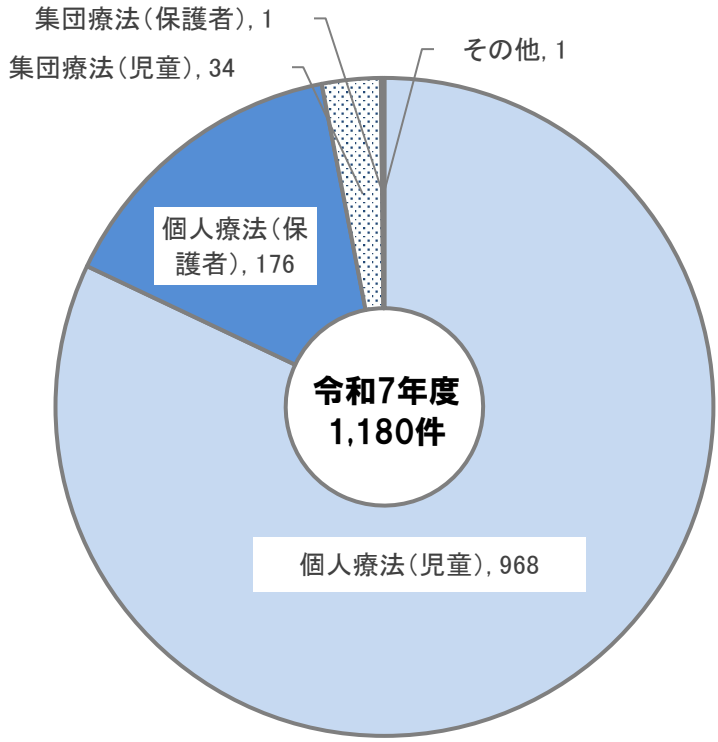

（２）相談種別（実件数）

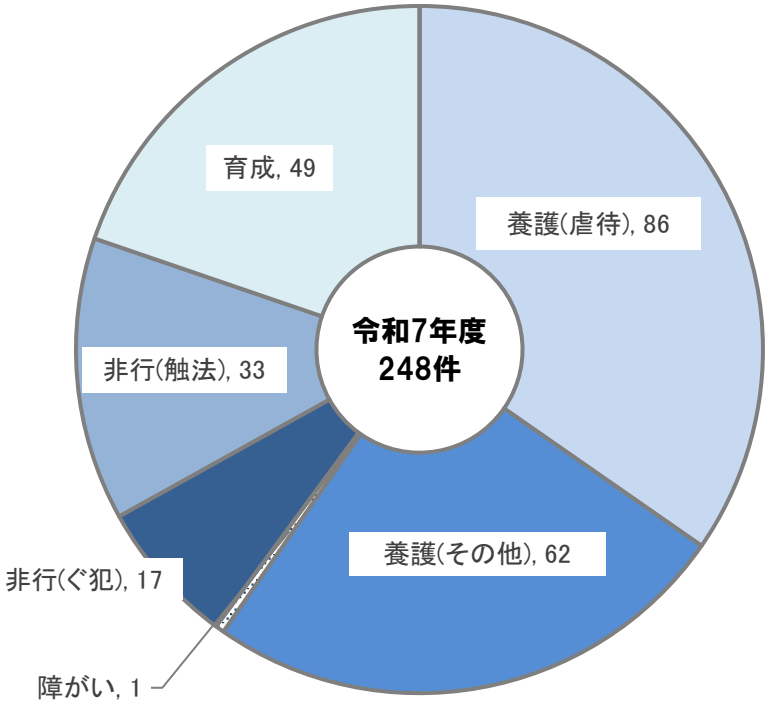

3 療育手帳・特別児童扶養手当に係る判定、診断、証明

（件）

特別児童扶養手当			療育手帳			その他
診断・判定	証明	計	交付	再判定	計	証明
18	91	109	181	244	425	157

Ⅳ　一時保護業務の概要

一時保護業務

児童相談所では、家庭内での養育困難、家出、被虐待などの児童を、一時保護施設での一時保護、行動観察、短期入所指導を行うほか、児童福祉施設・里親等への一時保護委託を行っています。

一時保護を行う必要がある場合は概ね次のとおりです。

- 緊急保護……虐待等により児童を家庭から一時的に引き離す必要がある場合、家出や非行等により児童を保護する必要がある場合
- 行動観察……適切かつ具体的な援助方針を定めるために、十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う必要がある場合
- 短期入所指導…短期間の生活指導、心理療法等が有効と判断され、児童の性格、環境等の条件により他の方法による支援が困難又は不適当と判断される場合

一時保護施設

一時保護施設は、児童相談所に併設されており、保護を必要とする児童を一時的に保護する施設です。

一時保護中の児童は、規則正しい生活をして、学習・スポーツ・制作活動・簡単な作業・レクリエーション等を行います。その間に、児童の日常生活における身辺整理、対人関係、学習態度、遊び、興味関心、社会性等の把握に努め、援助方針決定の際の判断材料の一つとし、児童の生活がより良いものとなるよう考えていきます。

また、一時保護の間、児童の心理的状況を把握するため、必要に応じ判定部門による心理判定も行われます。

1　一時保護件数推移

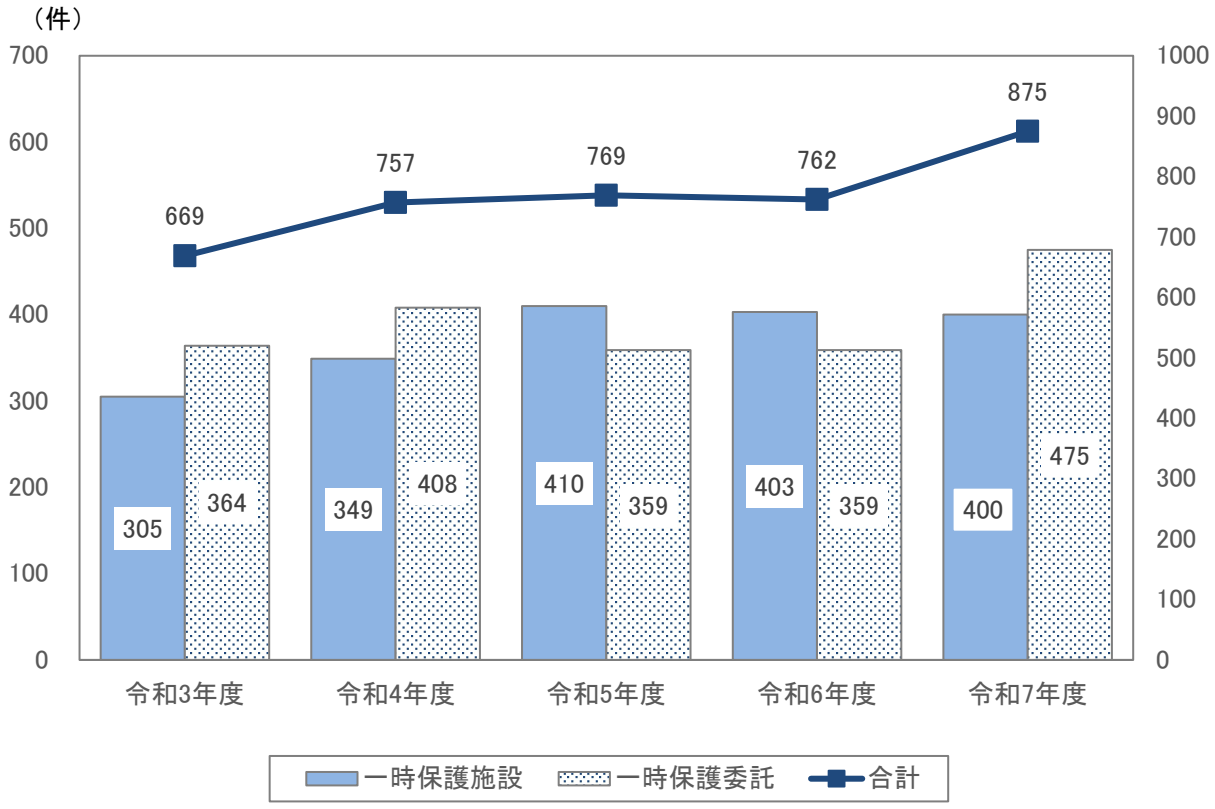

２　一時保護児童の相談種別

（１）一時保護施設内

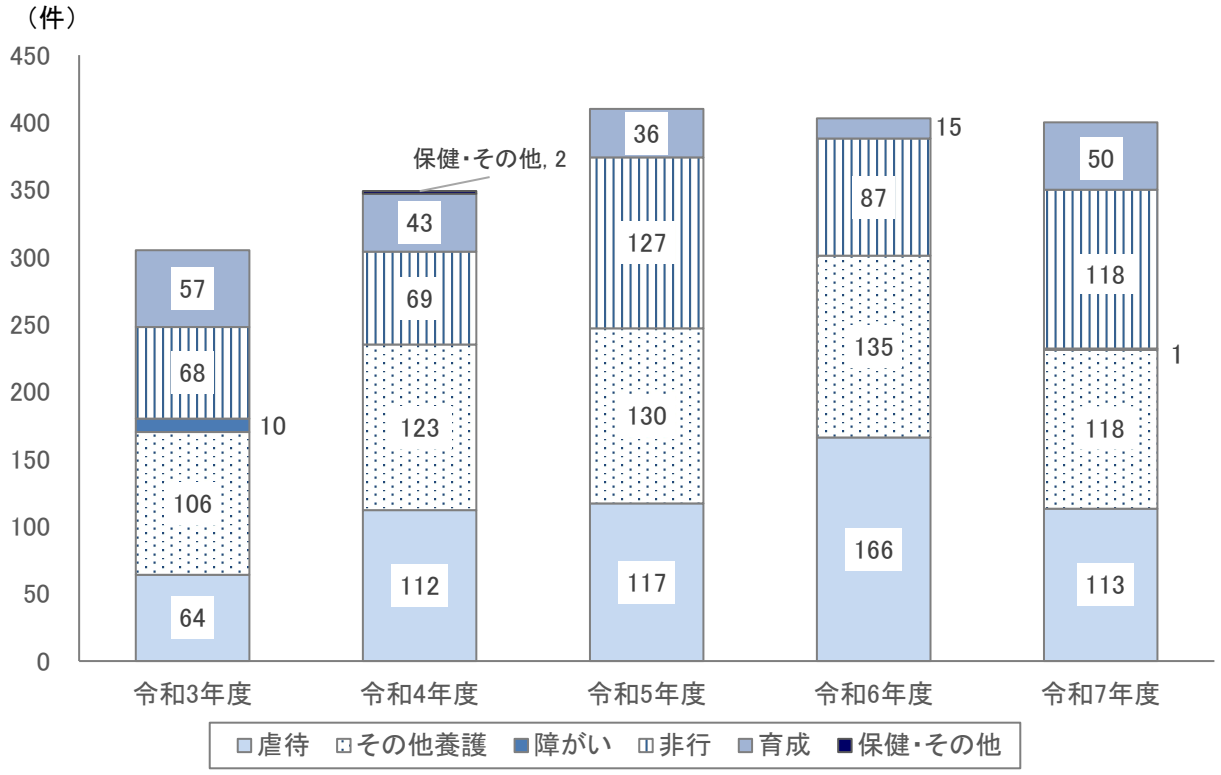

（２）一時保護委託

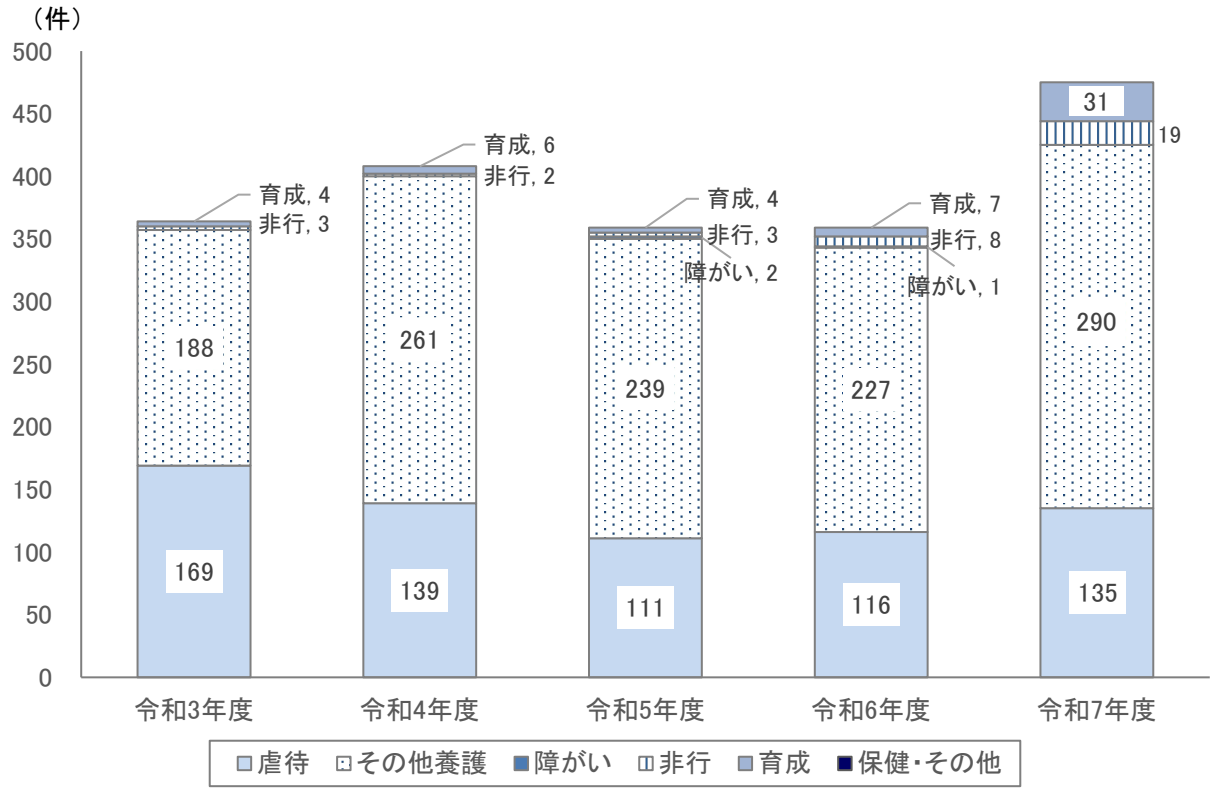

3　年齢別受付件数

（1）一時保護施設内　（件）

		0～5 歳	6～11 歳	12～14 歳	15 歳以上	合計
養護	虐待	6	58	31	14	109
	その他	11	65	15	23	114
障がい		0	0	0	1	1
非行		0	34	73	10	117
育成		0	22	23	5	50
保健・その他		0	0	0	0	0
合計		17	179	142	53	391

（2）児童養護施設等委託　（件）

		0～5 歳	6～11 歳	12～14 歳	15 歳以上	合計
養護	虐待	36	66	19	6	127
	その他	108	117	38	12	275
障がい		0	0	0	0	0
非行		0	0	10	8	18
育成		0	12	17	1	30
保健・その他		0	0	0	0	0
合計		144	195	84	27	450

4　一時保護後の処遇

（1）一時保護施設内　（件）

		児童福祉施設入所	里親・ファミリーホーム	自立援助ホーム	他機関・他児相に移送	家庭裁判所送致	帰宅	その他	合計
養護	虐待	0	1	0	0	0	74	35	110
	その他	4	0	0	2	0	79	31	116
障がい		0	0	0	0	0	0	1	1
非行		4	0	0	1	1	95	16	117
育成		0	0	0	0	0	46	3	49
保健・その他		0	0	0	0	0	0	0	0
合計		8	1	0	3	1	294	86	393

（2）児童養護施設等委託　（件）

		児童福祉施設入所	里親・ファミリーホーム	自立援助ホーム	他機関・他児相に移送	家庭裁判所送致	帰宅	その他	合計
養護	虐待	7	7	1	1	0	73	42	131
	その他	23	7	3	8	0	176	67	284
障がい		0	0	0	0	0	0	0	0
非行		2	1	1	0	0	1	12	17
育成		1	0	1	1	0	27	1	31
保健・その他		0	0	0	0	0	0	0	0
合計		33	15	6	10	0	277	122	463

Ⅴ　各種事業の状況

1　巡回相談

（１）育成巡回相談

遠隔地からの相談者に広く利用してもらうため、保育所、幼稚園、学校等に出かけて相談を受けています。

（２）知的障がい児巡回相談

知的障がい児の発見、指導のために、保育所、幼稚園、学校等に出かけて相談を受けています。

2　在宅重症心身障がい児（者）の訪問指導

在宅の重症心身障がい児（者）の家庭での療育指導を強化するために、専門職員として保健師が配置されています。

日常の看護、生活指導や環境改善、関係医療や施設との連絡調整、訪問指導をしています。

3　こども電話相談事業

育児、しつけ、言葉のおくれ、不登校、喫煙、性の悩み、異性問題、いじめ等について保護者、児童等からの相談に児童相談員が応じています。

（１）相談種別

（件）

	養 護	保 健	障がい	非　行	育　成	その他	計
中央	118	0	0	0	33	86	237
倉吉	65	0	2	5	21	45	138
米子	63	0	0	2	13	23	101
計	246	0	2	7	67	154	476

（２）相談者別

（件）

	家族・親戚	本人	その他	計
中央	80	9	148	237
倉吉	38	16	84	138
米子	46	9	46	101
計	164	34	278	476

4　ヤングケアラー支援

鳥取県では、ヤングケアラーやその家族の方などに向けた相談や啓発に係る複数の事業を行っています。（38ページの鳥取県ヤングケアラー支援サイト参照）

児童相談所においては、令和４年４月から相談員を配置し、相談窓口を設置して相談を受け付けています。また、ヤングケアラーに関する研修講師の派遣もしています。

５　児童虐待防止対策事業

児童虐待が増加する中、児童虐待の予防、早期発見、早期対応など児童虐待防止対策をより充実させるため、関係機関の連携・啓発活動などを実施しています。

（１）関係機関との連携

- 関係機関と児童虐待防止に係る連絡会を開催しています。
- 児童虐待等の通報対応について警察及び司法関係機関との会議を開催し実務のあり方や連携について協議を行っています。

（２）市町村との連携

- 各市町村が設置する要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）の代表者会議、実務者会議、個別支援会議に随時職員を派遣し児童相談所と連携を図っています。
- 市町村別に要対協の実務者会議において、市町村児童家庭相談担当課及び保健センター等関係機関との情報共有を図っています。

（３）鳥取県弁護士会との連携

児童相談所は、児童虐待等について保護者への支援を行っていますが、保護者等が拒否する場合、法的根拠に基づいた介入を必要とする事案があります。そういった事案に対応するため、鳥取県弁護士会と「児童福祉等に係る弁護士総合相談援助事業に関する協定書」を締結し、弁護士の協力を得て適切な法的解決を図っています。

（４）出前相談（虐待等に関する講演等）

地域住民、民生児童委員、市町村職員、教員、施設職員、保育士、県職員等を対象に出前相談及び虐待に関する講演を行い、虐待の発見時の通告や保護者対応等について啓発を行っています。

６　里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

里親制度は、保護者がいないなど、やむを得ない事情で家庭で生活することができない児童を、あたたかい愛情と正しい理解を持って家庭の中で養育するために、里親に委託する制度です。

里親とは、上記の児童を養育することを希望する方で、知事が適当と認定し、登録された方のことであり、児童相談所では里親登録のための申請受付・調査等や里親の育成、児童の里親委託などを行っています。

里親には「養育里親」「親族里親」「養子縁組里親」「専門里親」の４種類があります。そのうち、専門里親は、虐待を受けた児童に対してより専門的な技術・知識をもって養育を行う里親として、その役割が特に期待されています。

また、里親主体の活動の場として、県内では東中西部に各里親会が結成されており、研修会や児童福祉施設入所児童との交流会等が実施されています。また、鳥取県では、平成 16 年度から、施設入所児童が一時的に里親宅で生活する「家庭生活体験事業」を実施しており、里親は、施設入所児童に家庭生活を体験する場を提供できる貴重な存在となっています。

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）は、都道府県の委託を受け、養育者の住居を利用して児童の養育を行うものです。家庭的な環境の下で、養育者の家庭を構成する一員として交流を行い、児童の自主性を尊重し自立を支援することを目的としています。

（1）里親登録状況

	前年度末登録数	年　度　中		当年度末登録数
		新規登録	登録解除	
養 育 里 親	89	3	4	88
専 門 里 親	11	1	2	10
親 族 里 親	9	0	1	8
養子縁組里親	34	3	3	34

（2）児童の里親委託状況

	前年度末委託児童数	新規・措置変更			措置解除・措置変更									当年度末委託児童数
		児童福祉施設から受託	家庭から受託	その他	帰宅	養子縁組	満年	逃亡	死亡	就職	児童福祉施設に入所	他の里親に委託	その他	
養 育 里 親	43	4	0	0	0	4	2	0	0	0	3	0	3	35
専 門 里 親	25	1	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	2	21
親 族 里 親	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
養子縁組里親	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	9
合計	82	5	0	0	0	4	4	0	0	0	6	0	6	67

（3）委託児童年齢

	3歳未満	3～5 歳	6～11 歳	12 歳以上	計
養育里親	2	3	13	17	35
専門里親	0	2	10	9	21
親族里親	0	0	0	2	2
養子縁組里親	0	0	3	6	9
合計	2	5	26	34	67

（4）小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）委託状況

事業所数	定員	年度末在籍人員
3 （中部1、西部2）	17	13

7　認定制度

鳥取県を含む「日本創生のための将来世代応援知事同盟」の加盟県では、以下の認定制度を創設し、各県で児童虐待の防止に向けた機運の醸成を図っています。

（1）児童虐待防止全力宣言企業

児童虐待防止に関する社員研修の実施、ポスターの掲示等の啓発活動の実施、児童虐待防止につながる地域での見守り活動等を行うことを宣言した企業を、「鳥取県児童虐待防止全力宣言企業」として認定します。

（２）子ども見守りサポーター

「子ども見守りサポーター認定指定研修」や県政出前講座において、児童虐待防止に関する知識を習得した方に認定バッジを交付し、地域の中で児童虐待の未然防止・早期発見に向けた見守りやアドバイスを行っていただきます。

（３）ヤングサポーター

学校等の授業や講演会等で、児童虐待や体罰によらない子育てについての講義・講話を受講したり、児童虐待防止の啓発活動に積極的に参加した学生・生徒に認定バッジを交付し、友達からの相談に対して対応機関を案内したり、講義で学んだ児童虐待防止の知識を友達などに広げていただきます。

８　その他の事業

（１）福祉相談センター子育て支援事業

〔目　的〕近年の子育て環境の諸課題への対応の一助として、子育て中の保護者等を対象とした講座等を開催することで、当該保護者等の不安の軽減を図るとともに、市町等の自治体と連携することで地域の子育て支援スキルの向上を図ることを目的としています。

〔対象者〕（１）保護者等

児童福祉法に規定する保護者の他、児童福祉施設職員・里親等、子育て中の者で監護する児童の養育上の課題のために子育てに不安を持っている方。

（２）児童

前項の保護者等が監護する児童。

〔実　績〕

	回数	実人員	延人員
① とり○（まる）子育て個別講座	０	０	０
② ちはっさく個別講座	１	２	２
③ ちはっさく PTA 向け講座	１	４０	４０
④ ちはっさく学校職員向け講座	１	３５	３５
⑤ ちはっさく市・町職員向け講座	５	１１７	１１７
⑥ ペアレントサポートプログラム講座	１	２	２
⑦ とり○（まる）子育てフォローアップグループ	０	０	０
⑧ セカンドステップ個別講座	１７	３	１７
⑨ 児童養護施設セカンドステップ	４	３	１２
⑩ セカンドステップ小学校向け講座	２	３６	７２
⑪ コンカレントプログラム	０	０	０
⑫ 一時保護児童被害予防心理教育	３	３	３
⑬ 性問題行動治療教育個別プログラム	０	０	０

（２）虐待を受けた子どもへの支援事業＜通称ボンジュール＞（倉吉児童相談所）

〔目　的〕虐待あるいは不適切な養育を受けたことにより、社会不適応を起こしている子どもに対して、子ども自身が暴力に頼らない問題解決方法を学び、子どもを支援する側も暴力を用いない方法を学ぶことで、子どもが安心し、家庭や学校、施設で適応して生活できることを目的としています。

〔対象者〕継続指導、児童福祉司指導、施設入所中の子どもとその支援者・保護者

〔実　績〕

◎子ども支援：在宅支援の児童を対象に、性の暴力防止プログラムを実施。

種別	人数	備　考
児童	６名	個別に実施

◎支援者・保護者支援：ちはっさく（子どもへの基本的な対応技術を練習し、声掛けのしかたや関わり方について経験的に学習するペアレントトレーニングプログラム）を実施。

種別	参加人数	備　考（主な対象者等）
保護者	１名	個別に実施
保護者、支援者	３０名	東中学校区 PTA 研修
保護者、支援者	６０名	しらとりこども園保護者学習会
保護者、支援者	１２名	東伯中学校 PTA 研修
保護者、支援者	４０名	聖郷小学校 PTA 研修

◎支援者・保護者支援：トラウマインフォームドケア（トラウマの症状について理解し、再トラウマ化を防ぐための心理教育）を実施。

種別	参加人数	備　考（主な対象者等）
保護者	２名	個別に実施
支援者	３０名	施設内虐待防止研修

（３）養育者等が子どもに肯定的な関わりをするためのグループ研修（米子児童相談所）

〔目的・対象〕

虐待あるいは不適切な養育をしている保護者に対し、個別にペアレントトレーニングを実施して、養育行動の変容と親子関係改善を図っていますが、児童相談所の虐待対応件数が年々増加するなかで、緊急に介入が必要になる前の段階で虐待の未然防止に取り組む重要性が指摘されています。

親子関係形成事業の一環として、児童家庭支援センターへ業務を移譲をするとともに、保育園や学校等の保護者や教員に対し、子どもへのよりよい関わり方を学ぶ研修を実施しています。

また、施設職員が共通の理解のもとに一貫した対応をすることで、施設に入所している子どもが健全に成長できるよう、施設職員にも同様の研修を行っています。

〔方　法〕

ちはっさく（ほめ方、叱り方を練習し、怒鳴らない育児に近づくためのプログラム）等

〔実　績〕

種別	参加人数	主な対象者
保護者・保育士	20 名	境港市立なかはま保育園保護者研修
教員等	100 名	県立白兎養護学校教員研修
保護者・教員	20 名	米子市立尚徳中学校 PTA 研修
施設職員	４名	児童養護施設みその天使園新任職員研修（4 回シリーズ）
施設職員	15 名	皆成学園（知的障害児入所施設）職員研修
保護者・保育士	40 名	社会福祉法人寿保育会保育所認定こども園あゆみ保育園保護者講演会
施設職員	50 名	児童養護施設みその天使園職員全体研修

（４）児童相談所職員研修

ア　新規採用職員及び新任職員研修（各児相で実施）

児童相談所に新規採用となった職員や新任職員を対象に、主に児童相談所の業務や児童相談所運営指針、権利擁護や倫理規定等についての研修を行っています。

イ　その他職員研修

・とり〇（まる）子育て～親子関係が良くなる言葉かけ～講座（中央児童相談所）
・アドボカシー・意見聴取・権利ノート活用に係る研修（倉吉児童相談所）
・必要なスキルについての所内研修（米子児童相談所）

Ⅵ　統計資料

1　経路別相談受付件数

		児童相談所	都道府県（児童相談所除く）	市町村		保育所	児童福祉施設	指定発達支援医療機関	児童家庭支援センター	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等			里親・小規模住居型児童養育事業	児童委員（通告の仲介を含む）	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	合計
				こども家庭センター内の児童福祉・母子保健部門	その他								保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等							
児童虐待通告・相談	中央	3	0	12	0	0	7	0	0	2	53	0	0	2	0	27	2	0	0	13	31	1	1	154
	倉吉	12	0	4	0	0	7	0	2	1	42	0	0	3	0	8	1	0	0	11	23	3	3	120
	米子	26	0	6	0	0	0	0	5	0	56	0	0	5	1	53	2	0	0	59	21	17	16	267
	計	41	0	22	0	0	14	0	7	3	151	0	0	10	1	88	5	0	0	83	75	21	20	541
その他	中央	8	6	66	79	0	19	0	2	0	80	4	0	5	0	28	1	0	0	379	24	19	54	774
	倉吉	23	32	27	12	1	18	0	0	2	56	2	0	3	0	8	7	1	0	161	8	22	6	389
	米子	53	99	20	19	1	9	0	0	0	55	0	0	4	0	10	1	2	0	364	12	21	13	683
	計	84	137	113	110	2	46	0	2	2	191	6	0	12	0	46	9	3	0	904	44	62	73	1,846
中央		11	6	78	79	0	26	0	2	2	133	4	0	7	0	55	3	0	0	392	55	20	55	928
倉吉		35	32	31	12	1	25	0	2	3	98	2	0	6	0	16	8	1	0	172	31	25	9	509
米子		79	99	26	19	1	9	0	5	0	111	0	0	9	1	63	3	2	0	423	33	38	29	950
計		125	137	135	110	2	60	0	9	5	342	6	0	22	1	134	14	3	0	987	119	83	93	2,387

2　年齢区分別・相談受付件数

			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	年齢不詳	合計
養護	児童虐待	中央	3	0	6	8	5	2	11	7	4	9	2	6	5	5	3	2	1	3	0	0	82
		倉吉	4	0	2	6	2	3	1	2	4	2	0	8	3	1	2	2	3	1	0	0	46
		米子	5	8	3	9	6	2	8	7	15	9	14	11	17	9	12	7	4	1	0	0	147
		計	12	8	11	23	13	7	20	16	23	20	16	25	25	15	17	11	8	5	0	0	275
	その他	中央	28	8	22	27	15	20	30	9	13	16	27	21	18	22	25	16	15	19	0	0	351
		倉吉	22	11	12	17	13	5	6	10	10	14	17	4	12	12	10	14	10	8	1	5	213
		米子	21	13	7	15	15	14	9	17	23	16	13	13	14	21	15	13	5	20	3	15	282
		計	71	32	41	59	43	39	45	36	46	46	57	38	44	55	50	43	30	47	4	20	846
保健		中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		米子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障がい		中央	0	0	2	13	10	19	17	19	18	11	15	18	14	10	20	22	19	36	5	0	268
		倉吉	0	0	0	4	1	12	12	7	7	3	6	2	6	4	11	3	17	18	2	0	115
		米子	0	1	5	9	17	29	14	30	31	16	8	22	23	25	17	30	31	28	10	0	346
		計	0	1	7	26	28	60	43	56	56	30	29	42	43	39	48	55	67	82	17	0	729
非行	ぐ犯行為	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	3	5	0	1	0	0	11
		倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	0	0	2	7
		米子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	6	6	3	5	4	0	1	29
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	4	8	10	9	7	5	0	3	47
	触法行為	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	13	3	0	0	0	0	0	19
		倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	0	0	6	5	0	0	0	0	0	15
		米子	0	0	0	0	0	0	0	3	1	3	0	1	12	6	3	0	0	0	0	0	29
		計	0	0	0	0	0	0	0	3	2	5	1	3	13	25	11	0	0	0	0	0	63
育成		中央	1	0	2	4	1	4	8	6	6	6	5	14	12	8	15	1	3	1	1	0	98
		倉吉	0	0	1	1	0	1	3	0	1	3	9	4	12	9	5	4	3	2	0	2	60
		米子	0	0	0	4	0	0	1	5	3	6	4	8	9	12	10	10	2	3	0	4	81
		計	1	0	3	9	1	5	12	11	10	15	18	26	33	29	30	15	8	6	1	6	239
その他		中央	3	2	5	5	1	1	6	5	1	4	3	4	1	7	8	3	4	11	27	2	103
		倉吉	1	1	0	2	1	0	0	0	3	2	8	0	4	9	5	0	5	3	8	1	53
		米子	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	2	1	4	3	1	2	0	1	8	10	36
		計	4	3	5	7	2	1	7	6	5	7	13	5	9	19	14	5	9	15	43	13	192
中央			35	10	37	57	32	46	72	46	43	46	52	65	51	66	77	49	42	71	33	2	932
倉吉			27	12	15	30	17	21	22	19	26	26	41	18	37	42	39	24	40	32	11	10	509
米子			26	22	15	37	38	45	33	63	74	51	41	56	83	82	64	65	47	57	21	30	950
計			88	44	67	124	87	112	127	128	143	123	134	139	171	190	180	138	129	160	65	42	2,391

3　相談処理件数

			措置によらない指導			児童福祉司指導	児童家庭支援センター指導委託	市町村指導委託	市町村送致	児童福祉施設							指定発達支援医療機関委託	里親委託	小規模住居型児童養育事業委託	児童自立生活援助の実施		家庭裁判所送致27条の1の4	障がい児入所施設等への利用契約	その他	合計
										入所						通所				自立援助ホーム	その他				
			助言指導	継続指導	他機関あっせん					児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	家庭裁判所送致27条の3	児童心理治療施設	障害児入所施設										
養護	児童虐待	中央	30	44	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0		0	0	79
		倉吉	39	9	0	4	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	53
		米子	20	114	0	18	2	0	11	7	3	0	0	0	0	0	0	2	0	0			0	0	177
		計	89	167	0	24	2	0	11	10	3	0	0	0	0	0	0	2	1	0			0	0	309
	その他	中央	277	41	1	2	0	0	0	7	6	1	0	1	0	0	0	2	0	5	1		0	9	353
		倉吉	187	12	7	0	3	0	0	5	0	0	0	2	2	0	0	0	1	0	0		0	6	225
		米子	145	35	11	1	7	0	27	5	3	0	0	2	2	0	0	2	0	0	1		1	15	257
		計	609	88	19	3	10	0	27	17	9	1	0	5	4	0	0	4	1	5	2		1	30	835
保健		中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0
		倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0
		米子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0
障がい		中央	264	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		3	0	267
		倉吉	108	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		6	0	114
		米子	339	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		5	0	344
		計	711	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		14	0	725
非行	ぐ犯行為	中央	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	11
		倉吉	8	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
		米子	8	7	0	0	0	0	0	2	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	25
		計	22	9	0	0	0	0	0	2	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	5	46
	触法行為	中央	6	0	0	6	0	0	0	0	0	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	2	20
		倉吉	4	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	11
		米子	1	11	0	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	21
		計	11	13	0	10	0	0	0	0	0	5	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	10	52
育成		中央	74	19	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0		0	0	97
		倉吉	52	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	58
		米子	52	23	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	77
		計	178	48	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0		0	0	232
その他		中央	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		0	2	103
		倉吉	51	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	1	53
		米子	26	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		0	0	31
		計	177	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4		0	3	187
中央			757	105	1	11	1	0	0	9	6	4	0	1	1	2	0	2	0	6	2	3	3	16	930
倉吉			449	30	8	4	3	0	0	6	0	2	0	2	2	0	0	0	1	0	0	0	6	11	524
米子			591	191	11	24	9	0	40	14	6	5	0	2	2	0	0	2	2	0	4	2	6	21	932
計			1,797	326	20	39	13	0	40	29	12	11	0	5	5	2	0	4	3	6	6	5	15	48	2,386

4　児童虐待相談状況（処理件数）

（1）虐待相談件数推移

（件）

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
中央	35	27	48	71	37	52	45	28	57	79
倉吉	2	7	10	18	16	16	27	74	47	53
米子	47	42	22	21	56	67	76	111	83	177
計	84	76	80	110	109	135	148	213	187	309

（2）虐待経路別相談件数

（件）

	児童相談所	都道府県（児童相談所除く）	市町村		保育所	児童福祉施設	指定発達支援医療機関	児童家庭支援センター	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等		
			こども家庭センター等の児童福祉・母子保健部門	その他								保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等
中央	2	0	9	0	0	4	0	0	0	38	0	0	0	0	18	1
倉吉	10	0	4	0	0	5	0	2	1	20	0	0	1	0	2	1
米子	18	0	7	0	0	0	0	5	0	39	0	0	4	0	38	1
計	30	0	20	0	0	9	0	7	1	97	0	0	5	0	58	3

	里親・小規模住居型児童養育事業	児童委員（通告の仲介を含む）	家族						親戚	近隣・知人	児童本人	その他	合計
			虐待者本人			虐待者以外							
			父親	母親	その他	父親	母親	その他					
中央	0	0	0	1	0	1	0	0	0	4	0	1	79
倉吉	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	0	2	53
米子	0	0	1	12	0	0	13	1	5	7	12	14	177
計	0	0	1	13	0	1	14	2	6	13	12	17	309

（3）虐待の内容別相談件数

（件）

	身体的虐待		性的虐待		心理的虐待		ネグレクト		合計	
被虐待者の性別	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
中央	20	15	0	0	21	17	3	3	44	35
倉吉	9	5	2	1	11	15	7	3	29	24
米子	37	13	0	0	49	56	7	15	93	84
計	66	33	2	1	81	88	17	21	166	143

（4）主たる虐待者　（件）

	実父		実父以外の父親		実母		実母以外の母親		その他		合計	
被虐待者の性別	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
中央	21	12	6	2	17	21	0	0	0	0	44	35
倉吉	9	7	1	2	19	11	0	0	0	4	29	24
米子	52	35	7	5	29	41	3	1	2	2	93	84
計	82	54	14	9	65	73	3	1	2	6	166	143

（5）被虐待児童の年齢構成　（件）

	3歳未満		3～6歳		7～12歳		13～15歳		16～18歳		合計	
被虐待者の性別	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
中央	6	1	13	12	19	15	4	6	2	1	44	35
倉吉	3	3	8	7	10	8	5	2	3	4	29	24
米子	14	7	20	11	46	38	12	22	1	6	93	84
計	23	11	41	30	75	61	21	30	6	11	166	143

5　判定及び心理診断、心理療法状況

（1）心理診断

	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導	合計
中央	194	88	150	113	418	963
倉吉	81	17	60	48	305	511
米子	216	89	81	55	427	868
計	491	194	291	216	1,150	2,342

（2）心理療法

	実施件数（延べ件数）					相談種別件数（実件数）						
	個人療法		集団療法		その他	養護		障がい	非行		育成	その他
	児童	保護者	児童	保護者		虐待	その他		ぐ犯	触法		
中央	225	7	32	1	1	16	12	0	2	11	11	0
倉吉	104	4	2	0	0	17	6	1	3	2	9	0
米子	639	165	0	0	0	53	44	0	12	20	29	0
計	968	176	34	1	1	86	62	1	17	33	49	0

（3）特別児童扶養手当・療育手帳に係る判定、診断、証明

	特別児童扶養手当			療育手帳			その他
	診断・判定	証明	計	交付	再判定	計	証明
中央	0	45	45	60	97	157	56
倉吉	11	8	19	25	37	62	15
米子	7	38	45	96	110	206	86
計	18	91	109	181	244	425	157

６　一時保護状況

（１） 一時保護件数（相談種別）

	一時保護施設内						一時保護委託施設					
	養護		障がい	非行	育成	保健・その他	養護		障がい	非行	育成	保健・その他
	虐待	その他					虐待	その他				
中央	24	28	0	69	24	0	33	163	0	1	27	0
倉吉	11	25	1	13	5	0	21	20	0	0	2	0
米子	78	65	0	36	21	0	81	107	0	18	2	0
計	113	118	1	118	50	0	135	290	0	19	31	0

（２） 年齢区分別（年度中受付）

	一時保護施設				一時保護委託			
	0～5歳	6～11 歳	12～14 歳	15 歳以上	0～5歳	6～11 歳	12～14 歳	15 歳以上
中央	3	62	72	5	51	112	40	9
倉吉	1	27	10	16	16	15	4	4
米子	13	90	60	32	77	68	40	14
計	17	179	142	53	144	195	84	27

（３）一時保護後処遇別（一時保護施設内）

	児童福祉施設入所	里親	小規模住居型児童養育事業	自立援助ホーム	他機関・他児相に移送	家庭裁判所送致	帰宅		その他
							保護者	保護者以外の親族	
中央	0	0	0	0	1	1	131	0	11
倉吉	5	0	0	0	0	0	33	0	17
米子	3	1	0	0	2	0	130	0	58
計	8	1	0	0	3	1	294	0	86

（４）一時保護後処遇別（一時保護委託）

	児童福祉施設入所	里親	小規模住居型児童養育事業	自立援助ホーム	他機関・他児相に移送	家庭裁判所送致	帰宅		その他
							保護者	保護者以外の親族	
中央	15	0	0	4	3	0	159	4	32
倉吉	3	0	1	0	7	0	30	0	2
米子	15	1	13	2	0	0	84	0	88
計	33	1	14	6	10	0	273	4	122

7　児童福祉施設等入退所状況

施設名		入所定員 (R7.4.1)	入所児童数 (R8.3.31)	入所				退所			
				中央	倉吉	米子	計	中央	倉吉	米子	計
県内施設	鳥取こども学園乳児部	15	4	6	0	1	7	4	1	1	6
	米子聖園ベビーホーム	20	15	0	0	5	5	0	0	4	4
	鳥取こども学園	48	43	4	3	0	7	6	1	0	7
	青谷こども学園	30	26	5	0	0	5	3	0	0	3
	因伯子供学園	30	20	0	1	0	1	0	2	2	4
	光徳子供学園	30	20	0	1	9	10	0	1	1	2
	米子聖園天使園	42	38	0	1	5	6	0	0	2	2
	松の聖母あすなろ園	14	6	0	1	0	1	1	0	0	1
	県立皆成学園	45	17	1	1	1	3	1	1	0	2
	県立総合療育センター（肢体不自由児）	25	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	県立総合療育センター（重症心身障がい児）	25	5	0	0	0	0	0	0	0	0
	県立喜多原学園	36	13	4	2	5	11	2	0	3	5
	独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター	160	3	0	0	0	0	1	0	0	1
	鳥取こども学園希望館 入所	30	15	1	2	2	5	2	1	0	3
	鳥取こども学園希望館 通所	15	7	2	0	0	2	1	0	0	1
	里親委託・ファミリーホーム		45	2	1	4	7	4	4	11	19
県外施設			4	1	0	1	2	1	0	0	1
計		565	281	26	13	33	72	26	11	25	62

Ⅶ　その他資料

1　県内児童福祉施設等一覧

施設		電話番号	郵便番号	所在地
種別	名称			
乳児院	鳥取こども学園乳児部	0857-22-4225	680-0061	鳥取市立川町 5-417
	米子聖園ベビーホーム	0859-29-5924	683-0841	米子市上後藤 4-2-36
児童養護施設	鳥取こども学園	0857-22-4206	680-0061	鳥取市立川町 5-417
	青谷こども学園	0857-85-0358	689-0511	鳥取市青谷町善田 31-1
	因伯子供学園	0858-22-2639	682-0854	倉吉市みどり町 3249
	光徳子供学園	0859-54-2550	689-3212	西伯郡大山町名和 1239-1
	米子聖園天使園	0859-29-4364	683-0841	米子市上後藤 4-2-36
福祉型障がい児入所施設	松の聖母あすなろ園	0857-30-7716	689-0201	鳥取市伏野 1558-12
	県立皆成学園	0858-22-7188	682-0854	倉吉市みどり町 3564-1
児童発達支援センター	鳥取市立若草学園	0857-28-1233	680-0947	鳥取市湖山町西 1-516
	米子市立あかしや	0859-29-2585	683-0851	米子市夜見町 330-3
医療型障がい児入所施設	県立総合療育センター	0859-38-2155	683-0004	米子市上福原 7-13-3
医療型児童発達支援センター	県立総合療育センター(通園部)	0859-38-2173	683-0004	米子市上福原 7-13-3
	県立鳥取療育園	0857-29-8889	680-0901	鳥取市江津 730
	県立中部療育園	0858-27-0781	682-0021	倉吉市上井 503-1
児童心理治療施設	鳥取こども学園希望館	0857-21-9551	680-0061	鳥取市立川町 5-417
児童自立支援施設	県立喜多原学園	0859-27-1101	689-3512	米子市泉 706
重症心身障がい児(者)入所棟	独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター	0857-59-1111	689-0203	鳥取市三津 876
自立援助ホーム	鳥取フレンド	0857-27-1198	680-0022	鳥取市西町 2-103
	鳥取スマイル	0857-23-4590	680-0022	鳥取市西町 3-417
	はればれ	0857-30-7533	680-0041	鳥取市掛出町 5-2
	ピアホーム	0859-31-5339	689-0052	米子市博労町 1-182-11
ファミリーホーム	来夢来人	0858-36-5071	689-2104	東伯郡北栄町弓原 391-1
	マザーズパーム	0859-53-5511	689-3333	西伯郡大山町唐王 689
	伊藤	090-1189-1369	683-0853	米子市両三柳 3053-7

2　障がい児（者）のための各種制度案内

ここに紹介するのは制度概要です。制度の詳細及び手続きについては、各相談窓口でおたずねください。

（１）手帳

①身体障害者手帳

申請に基づいて手帳の交付を受けることにより、身体障がい児（者）が一貫した指導・相談を受けることができるとともに、各種の援護措置の利用が可能になります。

対象者・・・視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体（上肢、下肢、体幹、脳原性運動機能障害）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に、一定以上の障がいのある方

②療育手帳

知的障がい児（者）が一貫した指導・相談を受けるとともに、各種の援護措置を受けやすくするための手帳です。

対象者・・・児童相談所（１８歳未満の方）または、知的障害者更生相談所（１８歳以上の方）において知的障害であると判定された方

③精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある方の社会復帰、社会参加、自立の促進を図るために必要な支援を受けやすくする手帳です。

対象者・・・一定の精神障害があり、長期にわたって日常生活又は、社会生活の制約（障害）があるとして、基準に該当する方

（２）手当・年金

①特別児童扶養手当

身体や精神に中程度以上の障がいのある２０歳未満の児童を扶養している保護者に対して、手当が支給されます。

②児童扶養手当

離婚などにより父親又は母親と生計を同じくしていないか父親又は母親が重度障がい者である場合に、１８歳の誕生日の前日の属する年度末まで（一定の障がい状態がある場合には、２０歳未満）の児童を扶養している方に手当が支給されます。

③障害児福祉手当

重度の障がいがあり、日常生活に常時の介護を要する２０歳未満の在宅の方に手当が支給されます。

④心身障害者扶養共済

心身障がい児（者）を扶養している方が、一定の掛金を納めることにより、加入者が死亡したり、重度障がい者になった場合に、扶養されていた障がい者（児）に年金が支給される制度です。

（３）医療

①自立支援医療（育成医療）

身体に障がいのある児童、またはそのまま放置すると将来障がいが残ると認められる疾患がある児童を対象に、交付を受けた受給者証に記載された指定医療機関において、診察、医学的処置、治療の給付が受けられます。（例：口唇口蓋裂手術、人工透析等）

②特別医療費助成

心身に重度の障がいのある方が医療保険で医療を受けた場合に、自己負担分を助成する制度です。

（４）『エール』鳥取県発達障がい者支援センター

発達障がいに係る支援等を専門的に行う機関を、鳥取県立皆成学園内に開設しています。発達障がいに関する療育・就労等の支援や相談を行うとともに、関係機関等に対する支援技術等の普及啓発及び研修などを行っています。

電話：0858-22-7208　ＦＡＸ：0858-22-7209

（５）障がい児（者）の主な援護制度一覧

制　　度	相　談　窓　口	備　　考
身体障害者手帳	市町村福祉担当課	35 ページ参照
療育手帳	市町村福祉担当課	〃
精神障害者保健福祉手帳	市町村福祉担当課	〃
特別児童扶養手当	市町村福祉担当課、県障がい福祉課	〃
児童扶養手当	市町村福祉担当課、県家庭支援課	〃
障害児福祉手当	市町村福祉担当課	〃
特別障害者手当	市町村福祉担当課	重度の障がいのため日常生活に常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅の方が対象
障害基礎年金・障害厚生年金	市町村国民年金担当課、年金事務所	
心身障害者扶養共済制度	市福祉事務所、町村福祉担当課、 県	35 ページ参照
育成医療給付制度	市町村福祉担当課	〃
特別医療費助成制度	市町村特別医療担当課	〃
県立施設等の利用料減免	各施設等	手帳の提示による
公共交通機関の利用料金割引	鉄道、バス、タクシー、航空等各会社	〃
有料道路通行料の割引	市町村福祉担当課	障がい者本人又は介護者が運転する場合
NHK 放送受信料の減免	ＮＨＫ各放送局	免除については、市町村長又は福祉事務所長の証明が必要。
NTT 番号案内の無料（ふれあい案内）	NTT 各支店	身体障害者手帳を所持している方で、一定以上の障がいがある視覚障がい者、肢体不自由者（下肢不自由者を除く）が対象
郵便料金の減免	郵便局	
携帯電話料金の割引	各携帯電話会社・取扱店	
預貯金利子等の非課税	税務署、県税事務所	障がい者であることを証明する書類を金融機関に提出することが必要。
所得税の控除	税務署	本人、控除対象配偶者、又は扶養親族が障がい者である場合
住民税の控除	市町村税務担当課	〃
相続税の控除	税務署	法定相続人である障がい者が相続により財産取得した場合
贈与税の非課税	〃	障がい者が贈与により財産を取得した場合
事業税の非課税	県税事務所	重度の視覚障がい者があんま、はり等の事業を行う場合
(軽)自動車税・自動車取得税の免除	県税事務所、市町村税務担当課	一定程度以上の障がいのある者等が自動車を所有（取得）する場合
補装具の交付及び修理	市町村福祉担当課	
日常生活用具の給付及び貸与	〃	在宅の重度障がいのある方で、日常生活用具が必要と認められる方が対象
障害者住宅改良助成事業	〃	身体に障がいのある方の世帯が対象。市町村によって対象となる程度や助成額などが異なります。
障害児通所支援（放課後等デイサービス、児童発達支援等）	〃	障害者総合支援法等の対象。左記のサービスを受けるためには、市町村での支給決定を受け、各サービス提供事業者との契約の締結が必要。
居宅介護（ホームヘルプ）	〃	
短期入所（ショートステイ）	〃	

Ⅷ　各種相談窓口のご案内

児　童　相　談　所

１８歳未満の児童に関することは、どなたからでも専門の職員が相談をお受けします。

●相談方法　来所、電話、メール、手紙など様々な方法でお受けしています。
（詳しくお話を伺う必要がある場合、継続した相談を希望する場合は、来所相談や電話相談をお願いします。）

●受付時間　月曜日から金曜日まで　午前８時 30 分～午後５時 15 分
（年末・年始、祝祭日を除く）
ただし、児童虐待等緊急を要する相談は土日・祝祭日や夜間でも対応しています。

●相談内容の秘密は固く守ります。

●相談や検査はすべて無料です。

【連絡先】

福祉相談センター （中央児童相談所）	〒680-0901　鳥取市江津 318-1 TEL：0857-23-1031　FAX：0857-21-3025 メール：fukushisodan@pref.tottori.lg.jp
倉吉児童相談所	〒682-0881　倉吉市宮川町 2-36 TEL：0858-23-1141　FAX：0858-23-6367 メール：kurayoshijidosodan@pref.tottori.lg.jp
米子児童相談所	〒683-0052　米子市博労町 4-50 TEL：0859-33-1471　FAX：0859-23-0621 メール：yonagojidosodan@pref.tottori.lg.jp

こども電話相談

児童相談員が子どもさんの悩みや子どもさんに関する相談を、専門ダイヤルにてお受けしています。お気軽に御利用ください。

●受付時間　月曜日から金曜日まで　午前８時３０分～午後５時００分
（年末・年始、祝祭日を除く）

福祉相談センター （中央児童相談所）	TEL：0857-29-5460
倉吉児童相談所	TEL：0858-22-4152
米子児童相談所	TEL：0859-33-2020

ヤングケアラー相談窓口

●受付時間　平日（祝日を除く）　午前８時３０分～午後５時３０分
※上記以外の時間帯は、いじめ１１０番（TEL：０８５７－２８－８７１８）
にて受け付けています。（県教育委員会いじめ・不登校総合対策センター）

福祉相談センター（中央児童相談所）	TEL：0857-29-5460
倉吉児童相談所	TEL：0858-22-4152
米子児童相談所	TEL：0859-33-2020

●鳥取県ヤングケアラー支援サイト：https://www.pref.tottori.lg.jp/yc/

2026

児童相談所業務概要

令和８年１０月

編集・発行　鳥取県福祉相談センター
（鳥取県中央児童相談所）
鳥取県倉吉児童相談所
鳥取県米子児童相談所